

宇部市公共下水道西部処理区運営事業

公共施設等運営権実施契約書（案）

約款 A

令和 6 年 10 月 25 日

宇部市土木建設部

目 次

第1章 総則	1
第1条 目的及び解釈	1
第2章 義務事業の承継等及びその他準備	1
第2条 義務事業の承継等	1
第3条 義務事業開始前に市が行う運営権設定対象施設の維持管理等	1
第4条 運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等	2
第5条 協定書の締結等	2
第6条 業務実施体制	2
第3章 公共施設等運営権	3
第7条 公共施設等運営権の設定及び効力発生	3
第4章 義務事業、附帯事業及び任意事業	3
第8条 義務事業の開始条件	3
第9条 義務事業の開始遅延	4
第10条 義務事業の内容	5
第11条 附帯事業	6
第12条 任意事業	6
第13条 その他	6
第5章 その他の事業実施条件	6
第14条 第三者への委託	6
第15条 従事職員	7
第16条 保険	7
第17条 要求水準の変更等	8
第18条 市による新たな施設の建設又は増築	8
第6章 計画及び報告	8
第19条 全体事業計画書	8
第20条 中期事業計画書	8
第21条 年間事業計画書	9
第22条 財務情報等の報告・開示	9
第23条 その他報告・提出義務	10
第7章 改築に関する業務等	10
第24条 改築計画の作成	10
第25条 改築実施基本協定、年度実施協定	10
第26条 市による申請等	11
第27条 工事の中止	11
第28条 工期の変更	11
第29条 単年度対象改築業務にかかる増加費用	12
第30条 単年度対象改築業務に係る費用の減少	12
第31条 市による検査及び引渡し	13
第32条 改築工事の目的物に係る公共施設等運営権	13
第33条 市による改築に関する業務に要する費用の支払い	13

第 3 4 条	市の前払金	14
第 3 5 条	前払金保証契約の変更	15
第 3 6 条	前払金の使用の制限等	15
第 3 7 条	市の部分払	15
第 3 8 条	国庫補助金制度の変更	16
第 8 章	利用料金の設定及び収受等	16
第 3 9 条	本事業の収入	16
第 4 0 条	利用料金の設定	16
第 4 1 条	使用料等及び利用料金割合の改定	16
第 4 2 条	利用料金設定割合の定期改定	16
第 4 3 条	臨時補正	17
第 4 4 条	利用料金の収受等	18
第 9 章	リスク分担	18
第 4 5 条	リスク分担の原則	18
第 4 6 条	流入水量又は流入水質の変動	18
第 4 7 条	反対運動及び訴訟等	18
第 4 8 条	法令等の変更	19
第 4 9 条	法令等の変更による増加費用・損害の扱い	19
第 5 0 条	不可抗力の発生	19
第 5 1 条	不可抗力による増加費用及び損害の扱い	20
第 5 2 条	損害賠償責任	21
第 5 3 条	第三者に及ぼした損害	21
第 1 0 章	適正な業務の確保	21
第 5 4 条	運営権の行使の停止	21
第 5 5 条	BCP の作成等	21
第 5 6 条	その他必要な措置	22
第 1 1 章	誓約事項	22
第 5 7 条	運営権者による誓約事項	22
第 5 8 条	運営権等の処分	23
第 5 9 条	本議決権株主の異動等	24
第 1 2 章	契約の期間及び期間満了に伴う措置	24
第 6 0 条	契約の有効期間	24
第 6 1 条	事業期間	24
第 6 2 条	事業引継	25
第 6 3 条	本契約終了による資産の取扱い	25
第 6 4 条	原状回復費用等	26
第 6 5 条	契約不適合に関する責任	26
第 1 3 章	契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置	27
第 6 6 条	運営権者の事由による解除	27
第 6 7 条	義務事業開始日前のその他事由による解除	27
第 6 8 条	市の任意による解除	27

第 6 9 条	市の事由による本契約の解除又は終了	27
第 7 0 条	不可抗力による本契約の終了又は解除	27
第 7 1 条	特定法令等変更又は特定条例等変更による本契約の解除	28
第 7 2 条	合意解除	28
第 7 3 条	義務事業開始日前の解除又は終了の効果	28
第 7 4 条	義務事業開始日後の解除又は終了の効果	28
第 7 5 条	契約解除違約金等－運営権者事由解除又は終了	29
第 7 6 条	運営権取消等－運営権者事由解除	29
第 7 7 条	運営権取消等及び損失の補償－市事由又は双方無責の事由による解除又は終了 ...	29
第 7 8 条	運営権取消等及び損失の負担－特定法令等変更又は特定条例等変更による解除 ...	30
第 7 9 条	運営権破棄・取消等及び損害の負担－不可抗力解除	30
第 1 4 章	その他	30
第 8 0 条	公租公課	30
第 8 1 条	疑義に関する協議	31
別紙 1	義務事業の承継等の対象・方法	32
別紙 2	物品譲渡契約書	33
別紙 3	市が維持する協定等	38
別紙 4	保険	39
別紙 5	改築実施基本協定	40
別紙 6	年度実施協定	43
別紙 7	利用料金収受代行業務委託契約	45
別紙 8	公有財産賃貸借契約	50
別紙 9	利用料金割合の定期改訂（需要及び物価変動）	55
別紙 10	運営権者収受額の臨時補正	57

約款 A

第 1 章 総則

(目的及び解釈)

- 第 1 条 本約款 A（以下「本約款」という。）は、本約款が添付される宇部市公共下水道西部処理区運営事業公共施設等運営事業実施契約（以下「本契約」という。）と一体をなし、義務事業、附帯事業及び任意事業に適用される。
- 2 本契約のうち添付の約款 A 及び B を除いたものを、以下「本契約本文」という。
- 3 本約款における用語は、本約款で特に定めるもののほか、本契約本文の別紙 1 において定められるとおりとする。

第 2 章 義務事業の承継等及びその他準備

(義務事業の承継等)

- 第 2 条 運営権者は、義務事業開始予定日までに、別紙 1 に記載のとおり、市から、①運営権設定対象施設の引渡しを受け、②運営権者譲渡対象資産の譲受けを完了しなければならない。各承継等の方法については、別紙 1 に記載のとおりとし、運営権者譲渡対象資産の譲渡については別紙 2 の様式に従って物品譲渡契約を締結する。
- 2 運営権者は、提案書類に基づき、前項の引渡等を円滑かつ確実に実施するため、本契約締結後 30 日以内に、義務事業の承継等に関する事業承継計画書を作成し、これを市に提出してその確認を受けなければならない。
- 3 運営権者は、第 1 項に規定する義務事業の承継等のほか、義務事業開始予定日から確実に義務事業が実施できるよう、義務事業開始予定日までに、自己の責任において必要な準備を行わなければならない。この場合、市は必要かつ可能な範囲で運営権者に対して協力（市から運営権者に対して第 1 項に定める義務事業の承継及び実施に必要となる行政文書を閲覧させ、貸与し、若しくはその写しを提供することを含むがこれらに限られない。）するものとする。
- 4 本条による義務事業の承継等に要した人件費等その他の費用は各自の負担とし、互いに求償しないものとする。
- 5 本契約に別途定める場合を除き、市は、本事業の承継等が義務事業開始予定日までに完了しなかった場合であっても、これにより運営権者に発生した増加費用又は損害について一切責任を負わない。

(義務事業開始前に市が行う運営権設定対象施設の維持管理等)

- 第 3 条 市は、本契約締結日から義務事業開始日までの間、運営権設定対象施設に関し、自らの費用負担により募集要項等に記載された内容に従った改築及び維持管理のみを行う。また、市は、募集要項等に記載されたもの以外の改築又は維持管理を行おうとする場合には、予め運営権者に通知するものとし、この場合において本事業の実施につき運営権者に増加費用が生じるときには、市及び運営権者は増加費用の負担につき協議する。市は、義務事業開始日までに終わる改築又は維持管理の結果、運営権設定対象施設の内容が更新された場合には、これを速やかに運営権者に通知するものとする。

- 2 前項の定めに従って市が実施する運営権設定対象施設の改築（ただし、募集要項等に記載された改築に限る。）が義務事業開始日までに完了しないことにより、運営権者に増加費用又は損害が生じた場合であっても、市は、当該増加費用又は損害を補償する責任を負わないものとする。ただし、当該改築が義務事業開始日までに完了しないことにより、義務事業開始日が当初の義務事業開始予定日より遅延した場合は、第9条の定めに従うものとする。

（運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等）

- 第4条 第2条第1項の規定により引き渡された運営権設定対象施設について種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（義務事業開始日時点で、当該施設において法令等上又は要求水準上求められる基準を満たさないこととなる物理的な瑕疵であって、募集要項等市が優先交渉権者に開示した資料及び本契約締結前に優先交渉権者又は運営権者が知り得た情報から合理的に予測することのできないものに限る。なお、経年劣化は瑕疵に該当しない。以下本項及び第3項において同じ。）が発見された場合、運営権者は、義務事業開始日以後1年以内（ただし、市が当該瑕疵に関し工事請負業者その他の第三者に対し、義務事業開始日以後1年超の期間にわたり瑕疵の修補請求権を有する場合には、運営権者が本項に基づき市に対して有する権利については、市が当該第三者に対し有する請求権の存続期間と同一の期間とし、以下本条において「瑕疵担保期間」という。）に市に通知する。かかる通知を行った場合、運営権者は、市に対し、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。なお、運営権設定日以後義務事業開始日までの期間に瑕疵が発見された場合も同様とする。
- 2 市は、瑕疵担保期間経過後に運営権設定対象施設について瑕疵が発見された場合、これらの瑕疵については一切責任を負わない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当該瑕疵が、水槽内等の密閉空間等の目視確認不可箇所の劣化等、市から運営権者に対する引渡し時において状況が不明確かつ義務事業開始後に運営権者における調査及び診断が著しく困難であるものであるときは、運営権者は、瑕疵担保期間経過後であっても、市に対し、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 4 市は、義務事業の承継等に当たって運営権者に提供された情報等又は募集要項等市が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の瑕疵を含むがこれらに限られない。）が発見された場合、瑕疵担保期間の前後を問わず、これらの瑕疵については一切責任を負わない。
- 5 前項の規定に加え、募集要項等のうち関連資料集の運営権設定対象施設一覧又はその付属資料が不完全なものであったとしても、これについて市は一切責任を負わない。

（協定書の締結等）

- 第5条 市は、義務事業開始日において締結している別紙3記載の協定等について、義務事業期間中、これを維持するものとし、当該協定等が義務事業に必要とされなくなった場合及び変更が必要となった場合には、運営権者と協議の上対応するものとする。

（業務実施体制）

- 第6条 運営権者は、義務事業期間を通じて、要求水準書に定めるところに従い本事業の実施体

制を確保する。

第3章 公共施設等運営権

（公共施設等運営権の設定及び効力発生）

第7条 市は、次に掲げる条件の全部が成就することを停止条件として、運営権対象施設に対し、運営権者が義務事業を実施するための運営権を設定する。次に掲げる条件の全部が成就し運営権が設定された場合、市は、運営権者に対し、運営権設定書を交付する。

（1）運営権の設定に係る PFI 法第19条第4項に定める宇部市議会の議決を経ていること。

（2）義務事業の承継等及びその他準備が円滑に進捗していること。

2 市及び運営権者は、前項の運営権が、第8条第1項及び第2項に定める義務事業の開始条件（同条第3項但書により市が充足しないことを認めた条件を除く。）がすべて満たされたことをもって、その効力が発生することを確認する。かかる効力発生により、当該効力発生時点における運営権設定対象施設の運営等に関する権利及び責任は、本契約で別途定める場合を除き、市から運営権者に移転する。

3 運営権の存続期間については第61条第5項の定めに従う。

第4章 義務事業、附帯事業及び任意事業

（義務事業の開始条件）

第8条 運営権者は、義務事業開始予定日までに、以下の義務事業の開始条件を充足しなければならない。

（1）運営権者の①定款の原本証明付写し、②履歴事項全部証明書、③代表印の印鑑証明書及び④株主名簿の写しの市への提出（ただし、いずれも本契約締結日から10日以内に提出する。）

（2）本契約の締結及び義務の履行に係る内部手続を適法に履行していることを示す書面（株主総会議事録、取締役会議事録等）の原本証明付写しの市への提出

（3）運営権者と金融機関等との間の①融資に関する契約書（もしあれば。）の写し、②運営権に対する担保設定にかかる契約書（もしあれば。）の写し、③本契約その他運営権者と市との間で締結された契約に基づく運営権者の権利及び契約上の地位に対する担保権設定に係る契約書（もしあれば。）の写しの市への提出

（4）運営権者の株式に対する担保設定に係る契約書（もしあれば。）の写しの市への提出

（5）市が必要と認めた場合には、本契約本文第30条に基づく協定書の市の合理的に満足する内容での締結

（6）本契約第5条第5項に規定する本事業の実施に必要となる一切の許認可等の取得及び維持についての市による確認

（7）第2条に規定する義務事業の承継等の完了（第2条第1項に規定する物品譲渡契約に基づ

く譲渡対価の支払いの完了を含む。)

(8) 第 5 条に規定する協定書の締結

(9) 第 6 条に規定する実施体制が確保されていることの市による確認

(10) 第 1 4 条第 1 項に規定する契約書の写しの提出

(11) 第 1 5 条第 1 項に規定する従事職員の一覧表の提出 (ただし、市が求めた場合に限る。)

(12) 第 1 6 条第 2 項に規定する保険の付保証明の提出

(13) 第 1 9 条乃至第 2 1 条に規定する全体事業計画書、当初 5 事業年度の中期事業計画書及び当初年度の年間事業計画書の提出並びに市による確認

(14) 第 5 5 条に規定する BCP の作成及び市による確認

(15) 前各号のほか、運営権者において、義務事業開始予定日までに履行すべき本契約上の義務について不履行がないこと

2 市は、義務事業開始予定日までに、以下の義務事業の開始条件を充足しなければならない。

(1) 本契約の締結及び履行のために必要な、関連する条例に係る改正手続の終了

3 運営権者は、前二項に定める開始条件のいずれか 1 つでも充足されない場合又は運営権者に本契約上の義務不履行がある場合には、義務事業を開始することができないものとする。ただし、当該開始条件のいずれかが充足されない場合であっても、市が認めた場合 (前項に定める開始条件が充足されない場合においては、運営権者が要請し、市が認めた場合に限る。) には、運営権者は、義務事業を開始することができる。

4 運営権者は、運営権者に本契約上の義務不履行がない場合であって、第 1 項及び第 2 項に定める開始条件 (第 3 項但書により市が充足しないことを認めた条件を除く。) がすべて充足された時点を義務事業開始日として、同日より義務事業を実施する。ただし、各条件が義務事業開始予定日以前に充足された場合には、義務事業開始予定日をもって義務事業開始日とする。

(義務事業の開始遅延)

第 9 条 運営権者は、義務事業開始予定日までに、前条第 1 項に規定する開始条件 (同条第 3 項但書により市が充足しないことを認めた条件を除く。) をすべて充足させ、主たる事業を開始しなければならない。

2 運営権者は、義務事業開始日が義務事業開始予定日より遅延することが見込まれる場合には、速やかに当該遅延の原因及びその対応方針を市に通知し、義務事業開始予定日の延長を申請しなければならない。この場合、市は、正当な理由があると認めるときは、PFI 法第 2 1 条第 2 項に基づき義務事業開始予定日を延期することができる。

3 運営権者は、前項に規定する対応方針において、義務事業の可及的速やかな開始に向けての対策及び想定される義務事業開始日までの予定を明らかにしなければならない。

4 運営権者の責めに帰すべき事由により義務事業開始日が当初の義務事業開始予定日より遅延し、市に増加費用又は損害が発生した場合、市はその増加費用及び損害額の支払いを運営権者に請求することができる。

5 市の責めに帰すべき事由によって義務事業開始日が当初の義務事業開始予定日より遅延し、運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、市は、当該増加費用又は損害について補償するものとする。

6 法令等の変更又は不可抗力により、義務事業開始日が当初の義務事業開始予定日より遅延

した場合の措置については、第49条乃至第51条の規定に従う。

(義務事業の内容)

第10条 運営権者は、義務事業期間中、本契約本文、本約款、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、以下の義務事業を実施するものとする。

(1) 経営に関する業務

- ・事業計画書の作成
- ・実施体制の確保
- ・財務管理
- ・内部統制
- ・危機管理
- ・情報公開
- ・利用料金の収受
- ・モニタリング
- ・技術管理
- ・環境対策
- ・地域貢献
- ・その他必要な事項

(2) 維持管理に関する業務

1) 運転管理業務

- ・監視、運転操作及び制御
- ・水量・水質等の監視及び制御
- ・水質検査及び水質管理
- ・エネルギー管理及びユーティリティ管理
- ・廃棄物の適正処理
- ・その他必要な事項

2) 保全管理業務

- ・保守点検
- ・調査
- ・修繕
- ・その他必要な事項

(3) 改築に関する業務

- ・改築
- ・交付金の申請への協力
- ・会計検査への協力
- ・その他必要な事項

(4) その他の業務

- ・市の計画業務策定に対する協力
- ・その他必要な事項

(附帯事業)

- 第11条 運営権者は、義務事業期間中、本契約本文、本約款、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、附帯事業を実施するものとする。
- 2 附設設備の附設は、改築に関する業務として実施し、附設が完了した附設設備について、運営権者は速やかに市に引き渡さなければならず、その引渡しにより、その所有権は市に移転するものとする。
- 3 前項の規定により市に引き渡された附設設備は、当然に当該附設設備に関連する運営権設定対象施設に含まれるものとして、運営権の効力が及ぶものとする。

(任意事業)

- 第12条 運営権者は、義務事業期間中、本契約本文、本約款、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、任意事業を実施することができる。
- 2 運営権者が任意事業を実施する場合、運営権者は市との間で、任意事業のために利用する本事業用地及び運営権設定対象施設について、義務事業開始日以降、任意事業を開始する時点までに、別紙8の様式による公有財産賃貸借契約を締結し、又は市から必要な使用許可を受けなければならない。
- 3 任意事業のために利用する本事業用地及び運営権設定対象施設に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第22条に基づく財産の処分が必要となった場合には、市が必要な手続を行う。この場合において、対応する補助金の返還が必要となった場合には、運営権者は、当該返還額相当額を市に支払わなければならない。
- 4 運営権者は、任意事業の実施に当たっては、義務事業及び附帯事業の継続に影響を与えないよう、リスク回避措置を十分に講ずるとともに、必要な諸手続は運営権者の責任で行い、任意事業に係る一切の費用又は損害並びに任意事業に関して義務事業及び附帯事業に生じた増加費用又は損害はすべて運営権者の負担とする。

(その他)

- 第13条 義務事業開始後に市が運営権設定対象施設について公益上の判断により実施する工事については、市が費用を負担する。当該工事のうち、運営権者の業務に調整が必要となる工事について、市は、運営権者と協議の上、実施するものとする。

第5章 その他の事業実施条件

(第三者への委託)

- 第14条 運営権者は、義務事業期間中、本契約本文、本約款、募集要項等、要求水準書及び提案書類に定めるところに従い、本事業にかかる業務（委託禁止業務を除く。以下本条において同じ。）の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。この場合、運営権者は、委託先の名称並びに委託の種類、予定金額、期間及び範囲等（以下「外部委託情報等」という。）を事前に市に対して通知し、かつ、当該第三者との間で締結した契約書の写しを、当該契約の締結後遅滞なく市に提出しなければならない。
- 2 前項の定めに従って本事業等に係る業務を受託した者（以下本条において「受託者」という。）又は請け負った者（以下本条において「請負者」という。）が再委託し、又は下請負を使用しよ

うとする場合、運営権者は、受託者又は請負者が当該再委託先又は下請負先との間で契約を締結する前に、市の事前の承認を得なければならない（この場合、運営権者は、当該再委託又は下請負に係る外部委託情報等を事前に市に対して通知し、かつ、受託者又は請負者が当該再委託先又は下請先との間で締結した契約書の写しを、当該契約の締結後遅滞なく市に提出しなければならない。）。なお、本項の規定により再委託又は下請負がなされた場合、その後、当該再委託又は下請負による再委託先又は下請負先を受託者又は請負者とみなして本条の規定を適用するものとし、以降も同様とする。

- 3 運営権者は、義務事業期間中、前二項の定めによる委託、再委託、請負及び下請負に係るすべての契約書の写しを備え置くとともに、市が求めた場合には、速やかに当該契約書の写し及び市が合理的に要求する体制図等を市に提出しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定に基づく委託、再委託、請負及び下請負の使用は、すべて運営権者の責任において行うものとし、受託者、請負者その他本事業にかかる業務に関して運営権者又は受託者、請負者若しくはこれらの者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて運営権者の責めに帰すべき事由とみなして、運営権者がその責任を負うものとする。運営権者は、受託者、再受託者、請負者及び下請負者を変更する場合、第1項及び第2項の規定に従うものとする。
- 5 運営権者は、本条の規定により本事業に係る業務を委託し、又は請け負わせる場合、暴力団等及びその他の関係者のいずれかに該当する者その他市が不適切と認める者に対しては、委託し又は請け負わせないものとし、受託者又は請負者をして、暴力団員等及びその他の関係者のいずれかに該当する者その他市が不適切と認める者に対しては、再委託させ、又は下請負をさせないものとする。

（従事職員）

- 第15条 運営権者は、義務事業開始予定日までに、義務事業及び附帯事業の各業務に配置する従事職員について、一覧表を作成し、かつ、備え置くとともに、市が求めた場合には、速やかに当該一覧表を市に提出しなければならない。また、従事職員の変更がある場合は、都度、一覧表を修正しなければならない。
- 2 運営権者は、自らの責任と費用負担において、従事職員の労働安全衛生管理を行う。
 - 3 市は、義務事業及び附帯事業に配置する従事職員が適当でないと認めた場合は、運営権者に対して当該従事職員の交代を請求することができる。この場合、運営権者は、かかる請求に対して誠実に対応しなければならない。

（保険）

- 第16条 運営権者は、義務事業期間を通じて、自己の責任及び費用において、本事業等の運営に係る安定性の確保に必要な保険（ただし、別紙4に定める種類及び金額の保険を含むものとする。）を付保するものとする。ただし、運営権者は、市が事前に承諾した場合には、保険の付保に代わる措置を取ることができる。
- 2 運営権者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、義務事業開始予定日までに、付保した保険契約の内容を市に通知した上で、その保険証券の写しその他付保を証明する書面を市に提出しなければならない。以後、当該保険契約の継続、更新、更改、新たな締結があった

場合も同様とする。

（要求水準の変更等）

第17条 市は、法令等の変更により要求水準の内容が変更された場合には、これを運営権者に対して通知し、運営権者はこれを遵守するものとする。ただし、特定法令等変更又は特定条例等変更による場合は、第28条、第29条、第48条及び第49条の規定に従うものとする。

（市による新たな施設の建設又は増築）

第18条 市は、公共下水道の施設に係る工事を、運営権者と協議の上で実施することができる。この場合において、当該協議の開始から180日以内に当該協議が合意に至らなかったときは、市は、市の決定に従って、当該施設に係る工事に伴う要求水準の変更内容を運営権者に対して通知した上で、当該施設に係る工事を行うことができるものとする。かかる通知をもって、要求水準は変更されたものとみなし、運営権者は、当該変更後の要求水準を遵守するものとする。

第6章 計画及び報告

（全体事業計画書）

第19条 運営権者は、義務事業開始予定日の30日前までに、要求水準書、募集要項等及び提案書類に基づき、要求水準書に定める項目を含む、義務事業開始予定日から運営権設定日から30年を経過する日が属する事業年度の末日までの期間についての本事業についての全体事業計画書を作成し、市に提出してその確認を得るものとする。運営権者は、全体事業計画書を作成するに当たっては、基本的に要求水準書に定める事項の範囲で運営権者が提案書類において本事業の実施に関して提案した内容に準拠するものとする。

2 運営権者が、義務事業期間中、全体事業計画書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市の承認を得るものとする。

3 運営権者は、義務事業期間中、全体事業計画書に記載された内容に従い本事業を実施するよう最大限努力するものとする。

4 運営権者は、全体事業計画書又はその変更について市の承認を得た後、速やかに当該全体事業計画書又はその変更についての公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、**本義務事業**期間中、公表を維持しなければならない。

5 第61条第2項の規定により合意延長が行われた場合、第1項の規定により市の承認を得た全体事業計画書の対象期間の最終日を含む事業年度の開始日の30日前までに、要求水準書に規定する項目を含む、当該事業年度の開始日から本事業終了日までの期間についての本事業等に係る全体事業計画書を作成し、市に提出してその確認を得るものとする。この場合、当該全体事業計画書の変更、事業実施及び公表については、前三項の規定に準ずるものとする。

（中期事業計画書）

第20条 運営権者は、義務事業期間中、要求水準書、募集要項等、提案書類及び全体事業計画書に基づき、義務事業開始予定日を含む事業年度から5事業年度目まで（当該事業年度を含む。）の期間についての本事業にかかる中期事業計画書を義務事業開始予定日の30日前までに、それ以降の翌5事業年度についての本事業にかかる中期事業計画書を、当該5事業年度開始日

の 30 日前までに作成の上、市に提出してその確認を得るものとする。

- 2 運営権者は、義務事業期間中、中期事業計画書に従い、適正に本事業を実施しなければならない。
- 3 運営権者は、中期事業計画書の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市の確認を得るものとする。
- 4 運営権者は、中期事業計画書（変更した場合には変更後の中期事業計画書。以下本項において同じ）について市の確認を得た後、速やかに当該中期事業計画書についての公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、義務事業期間中、公表を維持しなければならない。

（年間事業計画書）

- 第 2 1 条 運営権者は、義務事業期間中、要求水準書、募集要項等、提案書類及び中期事業計画書に基づき義務事業開始予定日を含む事業年度についての本事業にかかる年間事業計画書を義務事業開始予定日の 30 日前までに、それ以降の各事業年度についての本事業にかかる年間事業計画書を、当該事業年度開始日の 30 日前までに作成の上、市に提出してその確認を得るものとする。
- 2 運営権者は、義務事業期間中、年間事業計画書に従い、適正に本事業等を実施しなければならない。
 - 3 運営権者は、年間事業計画書の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市の確認を得るものとする。
 - 4 運営権者は、年間事業計画書（変更した場合には変更後の年間事業計画書。以下本項において同じ。）について市の確認を得た後、速やかに当該年間事業計画書についての公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、義務事業期間中、公表を維持しなければならない。

（財務情報等の報告・開示）

第 2 2 条 運営権者は、義務事業期間中、次の各号に掲げる運営権者の情報について、当該情報の区分に応じ、当該各号に規定する期限までに、市に報告するものとする。なお、運営権者の事業年度の期間及び決算期間は同一としなければならない。

- (1) 会社法第 4 3 5 条第 2 項に規定する計算書類及びキャッシュ・フロー計算書
各事業年度の末日から 90 日以内
- (2) 義務事業、附帯事業及び任意事業に関する損益計算書及び各事業のセグメント情報
各事業年度の末日から 90 日以内
- (3) 会社法第 4 3 5 条第 2 項に規定する事業報告
各事業年度の末日から 90 日以内
- (4) 計算書類に係る附属明細書及び事業報告に係る附属明細書
各計算書類及び事業報告書の提出と同時
- (5) 各事業年度の末日現在における株主名簿の原本証明付写し
各事業年度の末日から 90 日以内
- (6) 前各号に掲げる情報のほか、要求水準書に定める情報
要求水準書に定める期限まで
- (7) その他運営権者が自らについて報告又は公表すべきと判断した情報
速やかに

- 2 運営権者は、前項の規定により報告した内容のうち、前項第1号、第3号、第4号、第6号（ただし、要求水準書において公表を求める情報に限る。）及び第7号の内容について、運営権者のホームページ上で公表し、義務事業期間中、公表を維持しなければならない。
- 3 運営権者は、第1項の報告事項のほか、市から統計情報の作成のための情報提供を求められた場合には、本事業に関する必要な情報を市に対して提供する。

（その他報告・提出義務）

第23条 運営権者は、義務事業期間中、募集要項等及び要求水準書に定める事項並びに義務事業、附帯事業又は任意事業に関し市が必要と認めて（固定資産台帳の整理等のため必要があるときを含む。）報告を求めた事項及び提出を求めた書類について、募集要項等及び要求水準書に定める期限までに（報告又は提出の期限が定められていない場合に遅滞なく）市に報告又は提出しなければならない。

第7章 改築に関する業務等

（改築計画の作成）

- 第24条 市及び運営権者は、市が令和5年度から令和9年度までの改築計画を策定していること、市が、当該改築計画につき基本協定書の締結後に優先交渉権者構成員との間で協議及び調整を行ったこと、並びに当該改築計画が第3項の条件を満たした内容になっていることを確認する。
- 2 運営権者は、前項に定める期間以降の翌5事業年度についての改築計画を、市及び運営権者の間で協議及び調整のうえ、当該5事業年度開始予定日の前々事業年度の2月末日までに策定するものとし、以降も同様とする。ただし、令和8から9年度までの2事業年度についてのSPCによる運営権設定対象施設の改築に係る計画については、基本協定締結後市と協議及び調整を行う。なお、当該改築計画に国補助金の対象外となる運営権設定対象施設の改築を含める場合には、運営権者は予め市に申し入れを行うものとし、市は、運営権者と協議のうえ、当該改築の可否及び実施条件を決定する（以下、かかる改築業務を「補助金対象外改築業務」という。）。
 - 3 市及び運営権者は、前項に基づき改築計画を作成する場合には、市及び運営権者が別途合意した場合を除き、当該改築計画に基づき行われる改築に関する業務に要する費用の総額を、当該改築計画の対象となる各事業年度にかかる改築に関する業務に要する費用の総額として提案書類に記載された金額以内の額としなければならない。

（改築実施基本協定、年度実施協定）

第25条 運営権者は、改築計画が策定された場合、当該改築計画の対象期間に運営権者が実施する予定の運営権設定対象施設の改築について、当該期間に属する最初の事業年度の4月20日まで（ただし、当該事業年度の4月15日までに改築にかかる国補助金にかかる国の予算の配分がなされない場合には、市が別途定める日まで）に、市との間で、速やかに協議を開始し、別紙5の様式による改築実施基本協定を速やかに締結する。改築実施基本協定には、当該対象期間中に実施される予定の改築に関する業務に要する費用の総額及び当該対象期間中の各事業年度に実施される予定の単年度対象改築業務に要する費用を規定するものとし、改築実施基本協定に規定される当該対象期間中に実施される予定の改築に関する業務に要する費用の総額は、

当該費用の総額として改築計画に記載された額以内の額としなければならない。

- 2 運営権者は、各事業年度の単年度対象改築業務について、その内容を市と協議及び調整の上、当該事業年度の4月20日まで（ただし、当該事業年度の4月15日までに改築にかかる国補助金にかかる国の予算の配分がなされない場合には、市が別途定める日まで）に、市との間で別紙6の様式による年度実施協定を締結する。かかる年度実施協定において定める単年度対象改築業務に要する費用（ただし、前事業年度以前の事業年度において国補助金の交付決定を受けた単年度対象改築業務に要する費用を除く。）は、当該事業年度を期間として含む改築実施基本協定に定める当該事業年度の改築に係る業務に要する費用の金額を上限としなければならない。ただし、本契約に従って年度実施協定を変更する場合はこの限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、年度実施協定の対象となる事業年度における、改築にかかる国補助金の要望額に対して国の予算の配分額が相違する場合においては、年度実施協定に定める単年度対象改築業務に要する費用は、当該国の予算の配分額及び当該年度の市全体の改築業務内容をもとに調整、算出された額とする。この場合において、市は、改築計画及び改築実施基本協定の内容にかかわらず、運営権者と協議のうえ、当該年度実施協定に規定する単年度対象改築業務の内容を、国補助金にかかる国の予算の配分額に合わせた内容とするものとし、運営権者は、これに異議を述べない。
- 4 改築実施基本協定及び年度実施協定は、本契約の一部を構成し、運営権者は、本契約第26条乃至第38条並びに改築実施基本協定及び年度実施協定の規定に従って、単年度対象改築業務を実施しなければならない。

（市による申請等）

第26条 運営権設定対象施設の改築に関する工事に当たって、市が関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合、運営権者は、書類作成及び手続等について、市の必要とする協力を行うものとする。

（工事の中止）

第27条 市は、必要があると認める場合、運営権者に対し、単年度対象改築業務として実施する運営権設定対象施設の改築に係る工事の中止の内容及び理由を通知した上で、当該工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

（工期の変更）

第28条 運営権者は、単年度対象改築業務として実施する運営権設定対象施設の改築について、年度実施協定に定められた完成期限（本条において以下「工期」という。）の変更の必要性又はそのおそれが明らかになった場合、直ちに市に報告する。

- 2 運営権者が特定法令等変更、特定条例等変更又は不可抗力により工期を遵守できないことを理由として工期の変更を請求した場合、市及び運営権者は、協議により新しい工期を定めるものとする。
- 3 前項の協議が整わない場合、市は、新しい工期を合理的に定めるものとし、運営権者はこれに異議を述べない。
- 4 工期の変更により単年度対象改築業務に生じた増加費用及び損害の負担については、次条に

規定するところによる。

（単年度対象改築業務にかかる増加費用）

第29条 年度実施協定の締結後に当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用若しくは損害が生じた場合又はそのおそれが明らかになった場合、運営権者は、直ちに市に報告する。

- 2 年度実施協定の締結後に、年度実施協定の締結段階では予見できなかった事由による現場条件の変更に起因する理由により当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、市は、運営権者と協議のうえ、改築実施基本協定及び当該年度実施協定に規定された単年度対象改築業務の内容の変更につき決定し、当該決定に従って改築実施基本協定及び当該年度実施協定を変更するものとし、運営権者はこれに異議を述べない。
- 3 年度実施協定の締結後に、市の責めに帰すべき事由により当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、市は、運営権者と協議のうえ、当該年度実施協定に定める単年度対象改築業務に要する費用を増額変更するとともに、当該増加費用及び損害相当額を、年度実施協定に基づく当該単年度対象改築業務に係る費用の支払期限までに運営権者に支払う。
- 4 年度実施協定の締結後に、不可抗力により当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項に定める場合（ただし、同項第8号は除く。）を除き、当該増加費用及び損害の負担について前項の規定を適用する。
- 5 年度実施協定の締結後に、物価の著しい上昇により単年度対象改築業務にかかる費用が著しく増加した場合には、宇部市工事請負約款（令和5年5月1日）第25条を準用し、市は、当該規定に基づき市が負担する金額について、年度実施協定に基づく当該単年度対象改築業務に係る費用の支払期限までに運営権者に支払う。
- 6 年度実施協定の締結後に、運営権者の責めに帰すべき事由により当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、当該増加費用及び損害は運営権者が負担する。
- 7 第2項から前項に定める場合及び第47条に定める場合以外の場合であって、単年度対象改築業務に関連して運営権者に増加費用若しくは損害が生じた場合（別途の改築にかかる工事が必要となった場合を含む。）、市は、運営権者と協議のうえ、単年度対象改築業務の見直し並びに運営権者の増加費用及び損害の負担につき決定し、当該決定に従って改築実施基本協定及び当該年度実施協定を変更するものとし、運営権者はこれに異議を述べない。

（単年度対象改築業務に係る費用の減少）

第30条 理由の如何を問わず、単年度対象改築業務に要する費用が年度実施協定に定める費用を下回る場合には、市は、運営権者と協議のうえ、当該差額相当額をもって行う改築に係る業務を決定し、必要に応じて当該決定に従って改築実施基本協定及び当該年度実施協定を変更するものとし、運営権者はこれに異議を述べない。

(市による検査及び引渡し)

第31条 運営権者は、本事業における改築に係る工事を完成したときは、速やかに完成届（工事）よりその旨を市に通知しなければならない。

2 市は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して14日以内に運営権者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該改築に係る工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を運営権者に通知しなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を運営権者に通知して、当該改築に係る工事の目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、運営権者の負担とする。

4 市は、第2項の検査（以下「完成検査」という。）によって当該改築に係る工事の完成を確認した後、運営権者が改築に係る工事の目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該改築に係る工事の目的物の引渡しを受け、運営権者に対し、引取証を交付しなければならない。

5 運営権者は、該改築に係る工事が完成検査に合格しないときは、直ちに改造又は修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、当該改造又は修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(改築工事の目的物に係る公共施設等運営権)

第32条 本事業における運営権設定対象施設の改築に係る工事の目的物は、当該改築に係る工事の完了をもって市の所有に属し、当然に当該改築の対象となった運営権設定対象施設に係る運営権の対象となる。

(市による改築に関する業務に要する費用の支払い)

第33条 運営権者は、年度実施協定に定める改築に関する業務に要する費用の10分の9相当額を、市に代わって支払うものとする。

2 運営権者は、いずれかの改築に係る業務について第31条第2項又は第4項の検査に合格したときは、年度実施協定に定める当該改築に関する業務に要する費用の10分の9相当額及び改築に関する費用の10分の1相当額のうち、運営権者が市に代わって支払っていた本事業終了日の翌日以降に係る減価償却費（改築に関する費用の10分の1相当額から、当該金額を減価償却資産の取得価額とし、改築を行った運営権設定対象施設の法定耐用年数として減価償却したならば計算されることとなる義務事業期間終了日における減価償却累計額を控除した金額）に相当する金銭（以下当該支払額を「事業期間終了時残存価値相当額」という）を市に対して請求することができる。

3 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に年度実施協定に定める当該改築に関する業務に要する費用の10分の9相当額及び事業期間終了時残存価値相当額を支払わなければならない。

4 前項の規定による事業期間終了時残存価値相当額の支払い後、第61条第2項の規定により義務事業期間が延長された場合、運営権者は、前項の規定により支払いを受けた事業期間終了時残存価値相当額と、延長後の本事業終了日を「事業期間終了時」として算定した事業期間終了時残存価値相当額に相当する金額との差額を、延長後の本事業終了日までに、市が指定する方法により、市に一括して支払うものとし、当該支払後に第61条第2項の規定により義務事

業期間が延長された場合も同様とする。

- 5 市がその責めに帰すべき事由により第31条第2項の期間内に完成検査を完了しないときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数（以下「遅延日数」という）は、前項の期間（以下「支払期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、遅延日数が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は、遅延日数が支払期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 6 年度実施協定において完成期限が当該事業年度中とされていた改築に関する業務につき、当該事業年度中に完成することが見込まれない場合、運営権者は、当該改築に係る業務に関し繰越調書を作成の上、当該事業年度の11月30日までに市に提出する。
- 7 前各項の規定にかかわらず、補助金対象外改築業務が運営権者の責めに帰すべき事由により行われる場合には、運営権者は当該補助金対象外改築業務に要する費用の全額を自ら負担し、第2項に基づく支払いを市に請求することはできない。

（市の前払金）

- 第34条 運営権者は、保証事業会社と頭書の完成期日を保証期限とする法第2条第5項に規定する保証契約（以下「前払金保証契約」という。）を締結し、その保証証書を市に寄託したときは、前払金支払請求書を市に提出して前払金の支払を請求することができる。この場合において、運営権者が請求できる金額は、頭書の前払金の額以内とする。
- 2 運営権者は、前項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と前払金保証契約を締結し、その保証証書を市に寄託したときは、前払金支払請求書を市に提出して前払金（以下「中間前払金」という。）の支払を請求することができる。この場合において、運営権者が請求できる金額は、頭書の中間前払金の額以内とする。
 - 3 運営権者は、第1項及び第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、市は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 4 運営権者は、中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ認定請求書を市に提出しなければならない。
 - 5 市は、前項の規定により運営権者から認定請求書の提出を受けたときは、遅滞なく、所要の要件に該当するかどうかの認定をし、速やかにその結果を運営権者に通知しなければならない。
 - 6 市は、第1項又は第2項の規定により運営権者の提出する適法な前払金支払請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に前払金を運営権者に支払わなければならない。
 - 7 請負代金の額が著しく減額された場合において、第1項及び第2項の規定により支払った前払金の額が減額後の請負代金の額の10分の6（第2項の規定により支払った前払金がないときは、2分の1）を超えるときは、市は、期限を定めて、運営権者から第1項及び第2項の規定により支払った前払金の額から当該請負代金の額の10分の6（第2項の規定により支払った前払金がないときは、2分の1）に相当する額を差し引いて得た金額（以下この条において「超過額」という。）を返還させることができる。ただし、超過額が相当の額に達し、当該超過額を返還させることが第1項及び第2項の規定により支払った前払金（以下「前払金」という。）の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、市と運営権者とが協議して返還すべき金額を定める。
 - 8 運営権者は、前項の期限までに超過額又は同項ただし書の規定により定められた金額の全部

又は一部を返還しなかったときは、当該期限を経過した日から返還をする日までの期間の日数に応じ、返還しなかった金額に年 2.5 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。以下同じ。）を乗じて計算した金額を遅延利息として市に納付しなければならない。

（前払金保証契約の変更）

第 3 5 条 運営権者は、請負代金の額が減額された場合において、前払金保証契約を変更したときは、その変更に係る保証証書を直ちに市に寄託しなければならない。

2 運営権者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、運営権者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 運営権者は、前払金の額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、市に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用の制限等）

第 3 6 条 運営権者は、前払金を頭書の工事の材料費、労務費、建設機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費の支払に充ててはならない。ただし、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充てることができる。

2 市は、運営権者が前払金を前項に定める経費以外の経費の支払に充てたときは、期限を定めて、運営権者から前払金の全部又は一部を返還させることができる。

3 運営権者は、前項の規定により前払金を返還する場合においては、当該前払金の支払を受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該返還をすべき前払金の額に年 2.5 パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として市に納付しなければならない。

（市の部分払）

第 3 7 条 運営権者は、いずれかの事業年度における、複数事業年度にわたる改築に係る業務の進捗が当該事業年度に係る年度実施協定に規定された出来形以上である場合、当該出来形に対応する費用として当該年度実施協定に定める金額（以下「部分払対象額」という。）について、次項から第 5 項までに規定するところにより、その支払（以下「部分払」という。）を請求することができる。

2 運営権者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、出来形検査申請書を提出して、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場にある工場製品の確認を市に請求しなければならない。

3 市は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、運営権者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該検査の結果を運営権者に通知しなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を運営権者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、運営権者の負担とし、当該検査。

5 運営権者は、第 3 項の規定により市から通知があったときは、部分払を請求することができる。

る。この場合においては、市は、当該請求を受けた日から 15 日以内に部分払対象額を支払わなければならない。

- 6 改築に係る業務の進捗が年度実施協定に規定された当該事業年度における当該改築に係る業務の出来高に達することが見込まれない場合、運営権者は、当該改築に係る業務に関し繰越調書を作成の上、当該事業年度の 11 月 30 日までに市に提出する。
- 7 前各項の規定にかかわらず、補助金対象外改築業務が運営権者の責めに帰すべき事由により行われる場合には、運営権者は、当該補助金対象外改築業務に要する費用について、部分払を請求することはできない。

（国庫補助金制度の変更）

第 38 条 国補助金制度が変更される場合においては、市と運営権者は、協議の上本契約の継続等に向けた措置を講ずる。

第 8 章 利用料金の設定及び収受等

（本事業の収入）

第 39 条 本事業において運営権者が収受する利用料金は、運営権者の収入とする。

（利用料金の設定）

第 40 条 運営権者は、義務事業期間にわたり、本契約、募集要項、要求水準書及び提案書類並びに宇部市下水道条例（平成十六年十月八日条例第九十六号）その他関連する法令等に従い、使用者から利用料金を収受する。利用料金は、使用料等に、利用料金設定割合を乗じて算出される金額とする。

（使用料等及び利用料金割合の改定）

- 第 41 条 市は、本契約締結日以降義務事業開始日までの間に使用料等を改定する場合、運営権者が収受することができる利用料金の見込総額が提案書類に記載された当該金額と変わらない額となるよう、利用料金設定割合を改定するものとする。
- 2 市は、前項に定める場合のほか、使用料等の改定の必要性を計画的に検討し、必要に応じて使用料等を改定することができる。
 - 3 市は、前項に基づく検討を行う場合、あらかじめ運営権者にその旨を通知する。
 - 4 運営権者は、随時、使用料等の改定を市に対し提案することができる。この場合、市及び運営権者は、当該時点での国内及び市域の経済動向、市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、事業計画の達成度を評価し、適切に協議を行う。
 - 5 市は、第 2 項又は第 4 項に基づく使用料等の改定に際して、運営権者と協議の上、利用料金設定割合の改定を行う。
 - 6 市及び運営権者は、前項に基づく利用料金設定割合の改定を行うにあたっては、本利用料金構成内容（義務事業及び附帯事業の実施に必要な経費を含むものとする。）をもとに協議を行う。

（利用料金設定割合の定期改定）

第 42 条 市は、運営権者の利用料金設定割合の定期改定として 5 年に 1 回（令和 13 年度、令和

18 年度、令和 23 年度、令和 28 年度及び令和 33 年度の各年度)、利用料金設定割合の定期改定を行う。なお、運営権者は、市から利用料金設定割合の定期改定に関する協議の申入れを受けた場合、誠実かつ速やかにこれに応じるものとし、利用料金設定割合の定期改定が適時になされるよう、市に最大限協力するものとする。

2 利用料金設定割合の定期改定は、次に定めるところに従って行われるものとする。

(1) 需要及び物価の変動を理由とする改定

需要及び物価の変動を利用料金設定割合に反映するため、別紙 9 に定める算定方法に従い、利用料金設定割合の改定を行うものとする。

(2) 法令等若しくは市の計画又は税制の変更を理由とする改定

法令等若しくは市の計画の変更（ただし、要求水準の内容に影響する変更に限る。）又は税制の変更によって、利用料金設定割合の定期改定の対象となる料金期間における義務事業（ただし、関連業務を除く。）及び附帯事業に関する費用が、提案書類において利用料金設定割合の算定の前提とされた当該費用と比較して増加又は減少することが見込まれる場合、市及び運営権者は、利用料金設定割合の改定を行うことができる。この場合、具体的な改定の内容については、市及び運営権者の間の協議によって定める。

3 前項各号に定める利用料金設定割合の定期改定時において、市及び運営権者は、本契約締結時点で予測困難な事業環境の変化により、利用料金設定割合を改定する必要があると合理的に認める場合、相手方に対し、利用料金設定割合の改定について協議を申し入れることができる。かかる申入れが行われた場合、市及び運営権者は、利用料金設定割合の改定について誠実に協議を行う。

(臨時補正)

第 4 3 条 事業期間中に本事業等に係る事業環境が著しく変化する場合として以下に列挙する事象が発生した場合、運営権者は、市に通知するものとする（なお、市が当該事象の発生について運営権者に通知することも妨げられないものとする。）。運営権者又は市から当該通知がなされた場合、市及び運営権者は、次に定めるところに従って、臨時補正について協議し、又は臨時補正を行う。

2 運営権者収受額の臨時補正は、次に定めるところに従って行われるものとする。

(1) 物価の変動を理由とする補正

著しく物価水準が変動する場合として、物価の変動を反映するため、別紙 10 に定める算定方法に従い、臨時補正を行うものとする。

(2) 法令等若しくは市の計画又は税制の変更を理由とする補正

法令等若しくは市の計画の変更（ただし、要求水準の内容に影響する変更に限る。）又は税制の変更によって、義務事業（ただし、関連業務を除く。）及び附帯事業に関する費用が、提案書類において利用料金設定割合の算定の前提とされた当該費用と比較して増加又は減少することが見込まれる場合、市及び運営権者は、臨時補正を行うことができる。この場合、具体的な改定の内容については、市及び運営権者の間の協議によって定める。

3 前項に規定するほか、市及び運営権者は、本契約締結時点で予測困難な事業環境の変化により、臨時補正する必要があると合理的に認める場合、相手方に対して、協議を申し入れることができる。かかる申入れが行われた場合、市及び運営権者は、臨時補正について誠実に協議を

行う。

(利用料金の収受等)

第44条 運営権者は、市との間で締結する別紙7の様式による利用料金収受代行業務委託契約に基づき、利用料金収受代行業務を市に委託し、市は、当該委託に基づき、市が使用者から収受する使用料と併せて利用料金の収受を行う。

2 市は、収受した利用料金を、第75条第2項に定める契約解除違約金に充当することができる。

第9章 リスク分担

(リスク分担の原則)

第45条 市は、本契約で別途定める場合を除き、運営権者による本事業の実施に対して、何らの対価を支払う義務も負わない。

2 本契約に別途定める場合を除き、運営権者はその責任で本事業を実施するものとし、本事業において運営権者に生じた収入の減少、費用の増加、その他損害又は損失の発生については、すべて運営権者が負担し、市はこれについて何らの責任も負担しない。

3 本契約に別途定める場合を除き、本事業を除く市による下水道事業の実施に関して市の故意又は重大な過失（なお、法令等の変更自体はこれに該当しない。）により運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、市は、両者合意の上で第61条第2項に定める合意延長とする方法又は市による補償金の支払いのいずれか又は双方により、当該増加費用又は損害について補償するものとする。

(流入水量又は流入水質の変動)

第46条 市は、次の各号に掲げる場合に限り、流入水量又は流入水質の変動に起因して運営権者に生じた増加費用又は損害を負担する。

2 本処理区における運営権設定対象施設への流入水量が、要求水準書で設定した範囲を超えて著しく変動した場合、これに起因して維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務に要する費用が著しく増減した場合、かかる費用の増減部分の負担について、市と運営権者の間で協議を行う。

2 運営権設定対象施設への流入水質が要求水準書に定める基準を概ね1ヶ月にわたり継続的に満たさない場合であって、これに起因して維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務に要する費用が著しく増減した場合、かかる費用の増減部分の負担について、市と運営権者の間で協議を行う。

3 前各項の定めにかかわらず、前各項に定める運営権者の増加費用又は損害の発生が、法令等の変更又は不可抗力に起因する場合、第48条乃至第51条までの規定に従うものとする。

(反対運動及び訴訟等)

第47条 運営権設定対象施設の存在自体に対する近隣住民の反対運動や訴訟等により、事業期間の変更、本事業の中断・延期及び運営権設定対象施設の物理的破損等が発生した場合であって、かかる事象に起因して運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、市は、当該増加費用

又は損害について補償するものとする。

(法令等の変更)

第48条 運営権者は、本契約締結日以降の法令等の変更（特定法令等変更を含むが、これに限られない。）により本事業の実施が困難となった場合又は困難となることが見込まれる場合、その内容の詳細及び対応方針を直ちに市に対して通知しなければならない。

2 前項の場合において、市は運営権者に対し、法令等の変更による本事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、市は法令等の変更により履行困難となった運営権者の本契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、市及び運営権者は、当該法令等の変更の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

3 市が運営権者から第1項の通知を受領した場合、市及び運営権者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本契約及び要求水準の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、変更された法令等の公布日から60日以内に本契約又は要求水準の変更について合意が成立しない場合は、市が法令等の変更に対する対応方法を運営権者に対して通知し、運営権者はこれに従い本事業を継続しなければならない。

(法令等の変更による増加費用・損害の扱い)

第49条 本契約に別途定める場合を除き、本契約締結日以降、法令等の変更により義務事業又は附帯事業について運営権者に増加費用又は損害が生じた場合、運営権者が当該増加費用又は損害を負担するものとする。ただし、法令等又は市の計画の変更に対応するため、運営権設定対象施設について新たな設備投資が必要となる場合、市は、市の負担において、必要な設備投資を実施し、若しくは第三者をして実施させ、又は運営権者が実施する当該設備投資の費用を負担するものとする。また、特定条例等変更により（運営権者の責めに帰すべき事由により当該特定条例等変更が行われた場合を除く。）、義務事業又は附帯事業について運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、利用料金割合の改定によっても当該増加費用又は損害が補填されなかった場合に限り、市は、当該補填されなかった増加費用又は損害について補償するものとする。

2 市の条例又は計画が変更されたことにより、本事業又は運営権設定対象施設に係る計画、設計又は仕様等（要求水準を含むが、これに限られない。）が変更された場合において、運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、市と運営権者は、当該増加費用又は損害にかかる負担について協議するものとする。

3 前二項の定めにかかわらず、法令等の変更によって任意事業について運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害はすべて運営権者の負担とする。

(不可抗力の発生)

第50条 本契約で別途定める場合を除き、本契約締結日以降、不可抗力により本事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合、運営権者は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに市に対し通知するとともに、BCPに従い初期対応をしなければならない。ただし、緊急対応が必要な場合には、運営権者は、自らの判断により臨機の措置を取ることができ、かかる措

置を取った後速やかに市、使用者及び関係機関に報告することで足りるものとする。

- 2 前項の場合において、市が本事業の継続のために必要と判断した場合、市は、運営権者に対し必要な対応を指示することができ、運営権者はこれに従うものとする。
- 3 第1項の場合において、市は運営権者に対し、不可抗力による本事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、市は不可抗力により履行困難となった運営権者の本契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、運営権者及び市は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置を取り、不可抗力により相手方に発生する損害を 最小限にするよう努力しなければならない。
- 4 第1項の通知があった場合又は市が自ら不可抗力が発生していると認識した場合、市及び運営権者は、協議の上、運営権設定対象施設の復旧スケジュールや公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく国庫負担の申請等、本事業の復旧に向けて、相互に協力の上、必要となる事業継続措置とその後の役割分担を定め、それぞれ当該事業継続措置に従うものとする。

(不可抗力による増加費用及び損害の扱い)

第51条 不可抗力により義務事業又は附帯事業について運営権者又は市に増加費用又は損害が生じるときは、本契約に別段の定めがある場合を除き、市及び運営権者は、当該不可抗力に対応するために速やかに本契約及び要求水準並びにこれらに基づく履行義務の内容の変更及び増加費用等の負担について協議しなければならない。なお、この場合の増加費用等の負担は、下記の負担割合によるものとする。ただし、運営権者の負担について市が必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 暴動、戦争等の人的災害に係る不可抗力による増加費用又は損害の負担

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項（ただし、同項第4号及び第5号を除く。）に規定する災害復旧事業の適用除外規定を準用の上、当該不可抗力に起因する損害の回復を図る工事等が当該適用除外規定の対象外となるものである場合は、市の負担とする。

イ 上記ア以外の暴動、戦争等の人的災害に係る不可抗力の場合は、運営権者の負担とする

(2) 地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力による増加費用又は損害の負担

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条第2項に規定する災害復旧事業となり、かつ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項に規定する適用除外の対象外となるものである場合は、市の負担とする。

イ 上記ア以外の地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力の場合は、運営権者の負担とする。

- 2 前項の規定による協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から 60 日以内に本契約等の変更及び増加費用又は損害の負担についての合意が成立しない場合、市が不可抗力に対する対応方法を運営権者に通知し、運営権者はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の増加費用又は損害の負担は、前項各号の負担割合によるものとする。
- 3 前各項の規定にかかわらず、不可抗力によって任意事業について運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害はすべて運営権者の負担とする。

(損害賠償責任)

第52条 本契約に別途定める場合を除き、市又は運営権者が本契約に定める義務に違反した（以下本条において、この場合における当該市又は運営権者を「違反当事者」という。）ことにより相手方当事者に損害が発生した場合、相手方当事者は違反当事者に対し損害賠償を請求することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第53条 運営権者は、運営権者が本事業実施に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、直ちにその状況を市に報告しなければならない。

- 2 前項の損害が運営権者の責に帰すべき事由により生じたものである場合は、運営権者は、当該第三者に対し賠償すべき損害を賠償しなければならない。
- 3 第1項の損害が市の責めに帰すべき事由により生じたものである場合、又は要求水準に従って本事業を行っても避けることが出来ないものである場合、市は、当該第三者に対して当該損害を賠償しなければならない。
- 4 本事業実施に関し第三者との間に紛争を生じた場合においては、市及び運営権者が協力してその処理解決にあたるものとする。

第10章 適正な業務の確保

(運営権の行使の停止)

- 第54条 市は、PFI法第29条第1項に規定する事由が生じたと判断したとき（要求水準が達成されていないことが判明した場合において、運営権者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難であると市が判断したときを含むが、これに限られない。）は、同法29条第2項の規定による聴聞を行った上で、同条第1項の規定により、市の判断で、必要な期間、必要な範囲において運営権の行使の停止を命ずることができる。この場合、市は、当該停止した義務事業及び附帯事業を自ら行い、又は第三者に委託した上、当該第三者（以下本項において「受託者」という。）をして行わせることができ、また、運営権者に対して、市又は受託者による当該事業の実施について協力（運営権者が所有する資産についての市又は受託者による一時的使用、締結している契約についての市又は受託者による一時的承継その他の協力を含むが、これらに限られない。）を要請することができ、運営権者はこれに協力しなければならない。
- 2 前項の規定により運営権の行使が停止された場合、市は、PFI法第27条第1項の規定によりこれを登録する。また、当該停止が同法第29条第1項第2号に規定する事由によるときは、市は、同法第30条第1項の規定により、運営権者に対して、通常生ずべき損失（運営権者の責めに帰すべき事由によって発生した損失等を除く。）を補償する責任を負う。

(BCPの作成等)

- 第55条 運営権者は、義務事業開始予定日の90日前までに、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、西部処理区運営事業BCPを作成し、市に提出するものとし、市と協議の上、義務事業開始予定日の30日前までに市の承認を得なければならない。
- 2 西部処理区運営事業BCPについて変更が必要となった場合、運営権者は、変更後の西部処理

区運営事業 BCP の内容について、事前に市の承認を得るものとする。

- 3 運営権者は、不可抗力を含む災害又は事故等の緊急時には西部処理区運営事業 BCP、要求水準書、募集要項等及び提案書類に従い対応するものとし、対応中及び対応後に報告書等を作成し、市に報告しなければならない。
- 4 運営権者は、西部処理区運営事業 BCP、要求水準書、募集要項等及び提案書類に基づき、不可抗力を含む災害又は事故等の緊急時における対応方法及び体制並びに早期に復旧可能な体制を構築しなければならない。
- 5 運営権者は、義務事業期間中、本事業及び他の類似事業で生じた異常事象並びに不可抗力への対応等について情報の収集及び分析等を行うことにより、西部処理区運営事業 BCP、要求水準書、募集要項等及び提案書類に基づく不可抗力を含む災害又は事故等の緊急時における対応方法等を常に見直し、改善等を行い、各種事象への対応力を高めるよう努めるものとする。

（その他必要な措置）

- 第56条 市は、PFI 法第28条の規定により、運営権者による本事業の適正を期するため、運営権者に対して、本事業の業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 2 前項に規定する市の調査又は指示に従うことにより運営権者に費用が発生する場合、かかる費用は運営権者の負担とする。

第11章 誓約事項

（運営権者による誓約事項）

- 第57条 運営権者は、運営権者についての次の各号に掲げる書面の記載内容が変更された場合、変更後の書面（ただし、第1号に規定する定款及び第4号に規定する株主名簿については原本証明付写しとする。）を、当該変更から10日以内に市に対して提出する。

- (1) 定款
- (2) 履歴事項全部証明書
- (3) 代表印の印鑑証明書
- (4) 株主名簿
- (5) 運営権者と金融機関等との間の①融資に関する契約書（もしあれば。）の写し、②運営権に対する担保設定にかかる契約書（もしあれば。）の写し、③本契約その他運営権者と市との間で締結された契約に基づく運営権者の権利及び契約上の地位に対する担保権設定に係る契約書（もしあれば。）の写しの市への提出
- (6) 運営権者の株式に対する担保設定に係る契約書（もしあれば。）の写しの市への提出

- 2 運営権者は、本契約の有効期間中、法令等及び本契約の各規定を遵守するほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 運営権者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であり、本店所在地が宇部市内であること。
- (2) 運営権者は、新たに本議決権株式、当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表象する有価証券（以下、本号において「本議決権株式等」という。）を株主総会又は取締役会の決議により発行しようとする場合には、会社法の規定に従うほか、

その内容について市の事前の承認を受ける必要があること。ただし、本議決権株式等を本議決権株主のみに対して割り当てて新規発行する場合は、市の事前の承認を要しない。

- (3) 運営権者は、第59条第1項の規定に従い、本議決権株主の異動等について市に報告すること。
 - (4) 運営権者の定款に、運営権者が発行できる株式は、本完全無議決権株式及び本議決権株式のみである旨の規定があること。
 - (5) 運営権者の定款に、会社法第326条第2項に規定する取締役会、監査役及び会計監査人を設置する旨の規定があること。
 - (6) 運営権者の定款の事業目的が本事業の遂行に限定されていること。
 - (7) 前各号のほか、提案書類において運営権者の義務事項として提案した事項を充足していること。
- 3 運営権者は、本契約の有効期間中、市の事前の承諾を得ることなく、合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、組織変更その他会社の基礎の変更を行ってはならない。
- 4 運営権者は、本契約の有効期間中、株主総会及び取締役会が開催された場合、それぞれの議事録及び議事録要旨を、当該開催後30日以内に市に提出する。

(運営権等の処分)

- 第58条 運営権者は、市の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、その他本契約上の地位及び本事業について市との間で締結した契約に基づく契約上の地位並びにこれらの契約に基づく運営権者の権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分（以下、本条及び次条において「処分」という。）を行ってはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、運営権者は、PFI法第26条第2項に基づく市の許可をあらかじめ得た場合には、運営権を移転することができる。この場合、市は、議会の議決を経て当該許可を行うものとし、また、次の各号に掲げる内容を含む許可の条件を付すことができる。
- (1) 譲受人が、本事業における運営権者の本契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、市に対して承諾書を提出すること。
 - (2) 譲受人が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること。
 - (3) 譲受人のすべての株主が、市に対して株主誓約書と同様の内容の誓約書を提出すること。
- 3 第1項の規定にかかわらず、運営権者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定するときは、市は合理的な理由なくこれに対する承諾を拒否しない。ただし、当該借入及び担保権設定に関する契約書の写しが市に提出されること、及び本契約本文第30条に基づく協定書が市と金融機関等の間で市の合理的に満足する内容で締結されていることを、承諾の条件とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、運営権者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために本契約その他市と運営権者の間の契約に基づく運営権者の債権又は契約上の地位に対して担保権（契約上の地位の譲渡に係る予約完結権を含む。以下本項において同じ。）を設定するときは、市は合理的な理由なくこれに対する承諾を拒否しない。ただし、当該借入及び担保権設定に関する契約書の写しが市に提出されること、及び本契約本文第30条に基づく協定書が市と金融機関等の間で市の合理的に満足する内容で締結されていること（相殺を含む市の抗弁権が当該担保権の設定及び実行の前後とを問わ

ず、担保権者に対抗できることを含む。)を、承諾の条件とする。

(本議決権株主の異動等)

第59条 運営権者は、本議決権株主に異動等があり、株主名簿の記載内容が変更された場合、直ちに市に対して最新の株主名簿の原本証明付写しを提出し、市の求めに応じてその他株主に関する情報を提供する。

2 運営権者は、本議決権株主が以下の各号に定める事由に該当することが判明したときは、その旨を市に対して速やかに通知しなければならない。この場合において、運営権者は、当該本議決権株主にかかる当該事由を解消させ又は当該事由に該当しない他の本議決権株主に対しその保有株式を処分させる等して、速やかにかかる状態を解消しなければならない。

- (1) PFI法第9条各号に規定する、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当すること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされていること又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていること。
- (3) 株主誓約書に違反して、市の承認を得ることなく本議決権株式について処分を行ったこと。

第12章 契約の期間及び期間満了に伴う措置

第1節 本契約の期間

(契約の有効期間)

第60条 本契約は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約締結日を始期とし、次条に定める本事業終了日まで効力を有する。

(事業期間)

第61条 運営権者は、義務事業開始日を始期とし、令和38年3月31日（又は本契約に基づき期間が変更された場合は当該変更後の日）を本事業終了日とする期間中、本事業を実施する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合、市及び運営権者は、義務事業期間の延長を申し出ることができる。この場合、市と運営権者が協議の上、第4項に規定する範囲内で、別途合意した日まで義務事業期間を延長することができる（かかる期間延長を「合意延長」という。）。なお、合意延長の実施回数は1回に限られない。

- (1) 不可抗力の発生により、本事業が中断若しくは遅延した場合、又は運営権者に著しい損害が生じた場合で当該損害を回復するために延長が必要であるとき
- (2) 市の責めに帰すべき事由により、本事業が中断又は遅延した場合
- (3) 運営権設定対象施設の存在自体に対する近隣住民の反対運動や訴訟等により、本事業が中断又は遅延した場合

3 前項に基づき合意延長が行われた場合、市及び運営権者は、改築に係る業務に関して本契約、改築計画、改築実施基本協定及び年度実施協定の変更について誠実に協議を行う。

4 義務事業期間（第2項により合意延長された場合は、合意延長後の義務事業期間）は、いかなる理由によっても義務事業開始日から35年を経過する日が属する事業年度の末日を超える

ことはできない。

- 5 本事業終了日をもって附帯事業及び任意事業も終了するものとし、当該時点をもって運営権の存続期間の終期となり、運営権は消滅する。

第2節 期間満了による本事業終了手続き

(事業引継)

第62条 本事業終了日までに、運営権者は、市又は市の指定する者に本事業が円滑に引き継がれるよう、以下の内容を含む事業引継をしなければならない。

- (1) 運営権者は、本事業終了日前 180 日から 90 日までの間に、運営権設定対象施設について機能確認を行い、要求水準書に従って、市に対する施設機能確認報告書の提出及び市又は市の指定する者に対する技術指導を行わなければならない。
- (2) 運営権者は、要求水準書に従い、本事業終了日 180 日前までに引継事項を記載した文書の暫定版を、本事業終了日までにその最終版を、それぞれ市に提出しなければならない。
- (3) 運営権者は、運営権者の従業員について、市の指定する者が転籍での受け入れを希望する場合には、市の指定する日までに、従業員の意向確認等について必要かつ可能な協力をし、転籍を希望する全従業員の記録を市の指定する者に送付しなければならない。
- (4) 運営権者は、運営権者が締結している契約及び維持している許認可等について市又は市の指定する者が承継を希望する場合には、市の指定する日までに、契約相手方の意向確認又は許認可等の継続等について必要かつ可能な協力をし、承継を希望する契約又は許認可等に関する資料を市又は市の指定する者に送付しなければならない。
- (5) 運営権者は、市又は市の指定する者が本事業を引き継ぐまでに、市又は市の指定する者によって行われる、本事業の業務内容の調査及び運営権設定対象施設が要求水準を満たしていることの確認等の評価に協力しなければならない。
- (6) 運営権者は、市の指定する日までに、運営権設定対象施設に関して運営権者が有する財務、運営及び技術（知的財産を含む第三者の使用許可が不要なライセンス及び運営権設定対象施設の運営に必要なマニュアル等を含む。）に関するすべての最新文書を、市又は市の指定する者に電子媒体（市又は市の指定する者が必要とする場合にはハードコピーも含む。）で送付しなければならない。
- (7) 運営権者は、次条の規定に従い、資産の引渡し及び譲渡等を実施しなければならない。

(本契約終了による資産の取扱い)

第63条 運営権者は、本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日に、運営権設定対象施設を市又は市の指定する者に引き渡し、本事業用地を市の指定する者に明け渡さなければならない。運営権設定対象施設の引渡しに当たっては、運営権者は、本事業終了日に運営権設定対象施設が適切な状態にあること及び本事業等に係る運営の円滑な移行を確保することを目的として、必要に応じて、引渡時点において要求水準を充足させるための必要な措置を実施する。

- 2 義務事業期間が終了した場合においても、市は、第33条第7項又は第37条第7項の適用を受けて運営権者が自らの費用負担により実施した交付金等対象外改築業務に係る資産について引き続き所有し、運営権者に対して特段の支払を要しないものとする。
- 3 運営権者は、本事業終了日において本事業の実施のために運営権者が本事業用地及び運営権

設定対象施設内において保有する資産は、すべて運営権者の責任において相当の期間内に本事業用地から撤去しなければならない。ただし、市又は市の指定する者が必要と認めた場合には、運営権者は、市又は市の指定する者と協議の上、当該資産を市又は市の指定する者に売却しなければならない。この場合における売却価格は、市又は市の指定する第三者の指名する評価専門家（義務事業期間の終了後に本事業を実施する者を新たに公募する場合は、市の指定する評価専門家とする。）及び運営権者の指名する評価専門家並びにこの両名が同意する第三の評価専門家の協議により合意した時価算定方法をもとに決定する等、公正な手続により算定されるものとするが、売却される資産の額が少額である場合には、簡便な方法により算定されるものとする。

- 4 前項の場合において、運営権者が正当な理由なく、本事業終了日から相当の期間内に本事業用地及び運営権設定対象施設を明け渡すための措置を行わないときは、市は、運営権者に代わり当該措置を行うことができ、これに要した費用を運営権者に求償することができる。この場合、運営権者は、市の処分について異議を申し出ることができない。
- 5 第3項の規定により資産の買取りが行われる場合の買取対価の支払は、本事業終了日から1年を経過した日以降速やかに（運営権者が自らの負担する瑕疵に関する責任の履行を担保するために合理的な保全措置が採られていることを示して市又は市の指定する者に対して当該支払を求めた場合において、当該支払を行う者がこれを適切と認めた場合には、本事業終了日から速やかに）運営権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により、行うものとする。ただし、当該支払日の到来より前に、市又は市の指定する者が第65条に規定する契約不適合に関する責任に基づき損害賠償請求を行った場合、市又は市の指定する者は、当該支払に係る債務と当該損害賠償請求に係る債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、市又は市の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求に係る債権が弁済されるまでの間、当該支払を拒むことができる。

（原状回復費用等）

第64条 運営権者は、第62条第1号の規定による機能確認の結果、運営権設定対象施設について要求水準を満たさない事項が存在する場合には、第63条第1項第二文に規定する措置を実施し、又は、市に対し、要求水準を充足させるために必要となる費用等を支払うものとする。ただし、市が認めた場合には、第63条第3項の規定による支払額から控除する方法及び第33条第3項の規定による市が運営権者に対して支払う事業期間終了時残存価値相当額より支払う。

（契約不適合に関する責任）

第65条 市又は市の指定する者は、第63条第1項の規定により引き渡された運営権設定対象施設又は同条第3項の規定により譲渡された資産に契約不適合（なお、経年劣化は契約不適合に該当しない。以下本条において同じ。）があるときは、本事業終了日から1年以内に限り、運営権者に対し、相当の期間を定めて、当該契約不適合の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。また、第62条の規定により運営権者から市又は市の指定する者に提供された情報等に契約不適合（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の契約不適合を含むがこれらに限られない。）が発見された場合についても同様とする。

第 13 章 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置

第 1 節 解除又は終了事由

(運営権者の事由による解除)

第 66 条 市は、次の各号の事由が発生したときは、催告することなく本契約のうちこの本約款に係る部分（以下、「本契約部分」という。）を解除することができる。

(1) 運営権者の責めに帰すべき事由によりこの本約款の履行が不能又は不能となることが明らかとなったとき。

(2) モニタリング基本計画書に規定するとき。

(3) 第 59 条第 2 項に規定する状態が解消されなかったとき。

2 市は、次の各号に掲げる事由が発生した場合において、運営権者に対して当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告し、当該期間内に当該不履行が是正されないときは、解除事由を記載した書面を送付することにより、直ちに本契約部分を解除することができる。

(1) 運営権者が本契約上の誓約事項又は表明保証事項に違反したとき。

(2) 運営権者がその責めに帰すべき事由により本契約上の義務を履行しないとき。

(3) 運営権者が法令等に違反したとき。

(4) 運営権者の財務状況の著しい悪化、その他運営権者の責めに帰すべき事由により、本事業等の継続が困難と合理的に判断されるとき。

(義務事業開始日前のその他事由による解除)

第 67 条 市又は運営権者は、市又は運営権者のいずれの責めにも帰すべきでない事由（不可抗力の場合を除く。）により、義務事業開始日が義務事業開始予定日より 6 ヶ月以上遅延することが明らかとなった場合、催告することなく本契約部分を解除することができる。

(市の任意による解除)

第 68 条 市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、6 ヶ月以上前に運営権者に対して通知することにより、本契約部分を解除することができる。

(市の事由による本契約の解除又は終了)

第 69 条 市の責めに帰すべき事由により、市が本契約上の市の重大な義務に違反し、運営権者から 60 日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合又は市の責めに帰すべき事由により本契約に基づく運営権者の重要な義務の履行が不能になった場合は、運営権者は、市に対し、解除事由を記載した書面を送付することにより、本契約部分を解除することができる。

2 市がすべての運営権設定対象施設の所有権を有しなくなった場合（不可抗力により滅失した場合を除く。）は、PFI 法第 29 条第 4 項の規定により、運営権は消滅し、本契約部分は当然に終了する。

(不可抗力による本契約の終了又は解除)

第 70 条 運営権設定対象施設が不可抗力により滅失した場合、運営権は消滅し、本契約部分は

当然に終了する。

- 2 第50条第4項に基づき不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを決定することができないと市が判断したとき又は復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であると市が判断したとき、市は、運営権者と協議の上、本契約部分を解除することができる。なお、市が当該解除権を行使するには、運営権者との当該協議が整うことを条件とするが、運営権者は、合理的な理由なくして市による当該解除権の行使を拒否しないものとする。

（特定法令等変更又は特定条例等変更による本契約の解除）

- 第71条 本契約の有効期間中に発生した特定法令等変更又は特定条例等変更（運営権者の責めに帰すべき事由により当該特定法令等変更又は当該特定条例等変更が行われた場合を除く。）により、本事業の継続が不可能となったときは、市又は運営権者は、本契約部分を解除することができる。

（合意解除）

- 第72条 市及び運営権者は、合意により本契約を解除させることができる。この場合、本契約に別途定めるほか、解除の効果については市及び運営権者の合意により決定する。

第2節 解除又は終了の効果（全事由共通）

（義務事業開始日前の解除又は終了の効果）

- 第73条 義務事業開始日前に、第66条乃至第72条までの規定により本契約が解除され、又は終了した場合、第62条乃至第65条までの規定は適用しない。ただし、当該解除又は終了時点までに第2条第1項の規定により義務事業の承継等を実施していた場合には、当該承継等に際して交付された資産又は資料の返還等の必要な措置を行うものとする。この場合、当該承継等及び措置に要した費用は各自これを負担する。

（義務事業開始日後の解除又は終了の効果）

- 第74条 義務事業開始日後に、第66条乃至第72条までの規定により本契約が解除され、又は終了した場合、第33条第2項の事業期間終了時残存価値相当額及び第62条乃至第65条までの規定につき、「本事業終了日」を「本契約の解除又は終了日」に適宜読み替えて適用する。ただし、次の各号に掲げる規定については、各号の規定に従う。

- (1) 第62条柱書については、以下のように読み替える。「本契約の解除又は終了日以降速やかに、運営権者は、市又は市の指定する者に本事業が円滑に引き継がれるよう、以下の内容を含む事業引継をしなければならない。」
- (2) 第62条第1号については、以下のように読み替える。「(1) 運営権者は、本契約の解除又は終了日以降速やかに、運営権設定対象施設について機能確認を行い、要求水準書に従って、市に対する施設機能確認報告書の提出及び市又は市の指定する者に対する技術指導を行わなければならない。」
- (3) 第62条第2号については、以下のように読み替える。「(2) 運営権者は、要求水準書に従い、本契約の解除又は終了日以降速やかに、引継事項を記載した文書を市に提出しなければならない。」

ならない。」

- 2 前項のほか、義務事業開始日後に、第66条乃至第72条までの規定により本契約が解除され、又は終了した場合であつて、当該解除又は終了日において、市への引渡しが完了していない改築に係る業務の工事目的物について出来形部分がある場合、市は、当該出来形部分を検査の上買い取るものとする。この場合の出来形部分の買取額は、当該出来形部分の価格相当額から当該出来形部分に係る改築に関する業務に関し、市が支払済の費用（もしあれば）を減じた額とし、この場合の出来形部分の買取額の支払については、前項によって読み替える第63条第5項の規定を適用する。
- 3 第1項の場合において、運営権者は、市又は市の指定する者による本事業の実施に協力するため、本契約が解除され、又は終了した後合理的に必要な期間、市又は市の指定する者の行う本事業に係る業務について合理的な範囲で協力をを行うものとする。
- 4 第1項の場合において、運営権者は、本契約の解除又は終了日以降の期間に係る利用料金を収受することはできない。運営権者は、利用料金収受代行業務委託契約の終了に伴い、市が収受した利用料金について、市と協議の上、精算を行う。

第3節 解除又は終了の効果（運営権者の事由による解除又は終了）

（契約解除違約金等－運営権者事由解除又は終了）

- 第75条 第66条各項又は第69条第2項（運営権者の責めに帰すべき事由による場合に限る。）の規定により本契約が解除され、又は終了した場合、運営権者は、市に対して市の指定する期限までに次項に規定する契約解除違約金その他の金員を一括で支払わなければならない。この場合において、市は、第44条第2項の規定により収受し、保管している利用料金相当額を、運営権者からの契約解除違約金の支払に充当することができる。
- 2 前項に規定する契約解除違約金の額は金2億円とし、運営権者は、当該本契約の解除又は終了に起因して市が被った損害額が契約解除違約金の額を上回るときは、その差額を、市の請求に基づき支払わなければならない。ただし、市の責めに帰すべき事由により運営権者に生じた損害がある場合には、当該運営権者の損害相当額を、当該市が被った損害額（ただし、当該市が被った損害額が契約解除違約金の額以下である場合には契約解除違約金の額）から控除する。

（運営権取消等－運営権者事由解除）

- 第76条 第66条各項の規定により本契約が解除された場合、PFI法第29条第1項第1号ホに規定する重大な違反があったものとして、行政手続法第13条第1項第1号の規定による聴聞手続を執った上で（同条第2項に該当するときは直ちに）、市はPFI法第29条第1項第1号の規定により運営権を取り消し、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。また、第69条第2項（運営権者の責めに帰すべき事由による場合に限る。）の規定により本契約部分が終了した場合には、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。

第4節 解除又は終了の効果（市の事由又は双方無責の事由による解除又は終了）

（運営権取消等及び損失の補償－市事由又は双方無責の事由による解除又は終了）

- 第77条 第67条、第68条又は第69条第1項の規定により本契約が解除された場合、市は、

行政手続法第13条第1項第1号の規定による聴聞手続を執った上で（同条第2項に該当するときは直ちに）、PFI法第29条第1項第2号の規定により運営権を取り消し、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。また、第69条第2項（運営権者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）の規定により本契約部分が終了した場合には、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。

- 2 前項の場合（第67条により本契約部分が解除された場合を除く。また、第69条第2項による本契約の終了については、運営権者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）、市は、運営権者に対して、運営権者に発生した損失を補償する。ただし、運営権者の責めに帰すべき事由により市に生じた損害がある場合には、当該損害相当額を市の支払額から控除する。

第5節 解除又は終了の効果（特定法令等変更又は特定条例等変更による解除）

（運営権取消等及び損失の負担－特定法令等変更又は特定条例等変更による解除）

第78条 第71条の規定により本契約が解除された場合には、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。

- 2 前項の場合のうち、特定法令等変更により本事業の継続が不可能となった場合には、市及び運営権者のいずれも、自らに生じた損失については、自ら負担するものとする。また、前項の場合のうち、特定条例等変更により本事業の継続が不可能となった場合には、運営権者に生じた損失に係る負担については、市と運営権者で協議する。

第6節 解除又は終了の効果（不可抗力による解除又は終了）

（運営権破棄・取消等及び損害の負担－不可抗力解除）

第79条 第70条第1項の規定により本契約部分が終了した場合には、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。また、第70条第2項の規定により本契約が解除された場合、市は、自らの判断により、運営権者に対して、運営権を放棄させること又は市の指定する者に無償で譲渡させることができ、運営権者は市の指示に従うものとする。

- 2 市及び運営権者のいずれも、自らに生じた損害については、自ら負担するものとする。

第14章 その他

（公租公課）

第80条 本契約に関連して生じる公租公課は、すべて運営権者の負担とする。

- 2 市は、改築に係る業務に関して運営権者に対して支払う対価（第63条第2項の規定により支払われるものを含む。）については、当該改築に係る業務について第31条第2項（同条第4項の規定により適用される場合を含む。）の検査に合格した時点で適用のある消費税相当額（消費税（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第2章第3節に定める税をいう。）相当額をいう。）を付して支払うほか、本約款に関連するすべての公租公課について本約款に別段の定めのある場合を除き負担しない。

（疑義に関する協議）

第81条 義務事業、附帯事業及び任意事業について、本契約本文及び本約款に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約本文若しくは本約款の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び運営権者が誠実に協議して、これを定めるものとする。

別紙1 義務事業の承継等の対象・方法

1 運営権設定対象施設

運営権設定対象施設に対して、運営権が設定され、運営権者に引き渡されるものとする。

2 運営権者譲渡対象資産

運営権者譲渡対象資産の譲渡手続は、本契約締結日以降に市が作成した予定価格に対し、運営権者が見積書を提出する方法で行う。運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、市と運営権者は運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営権者は、当該契約の定めに従って市が指定する期日まで一括払いで対価を支払い、運営権者譲渡対象資産を取得するものとする。

運営権者譲渡対象資産のリストについては、市が譲渡手続の開始前までに、運営権者に対して提示するものとする。

別紙2 物品譲渡契約書

件 名 : 宇部市公共下水道西部処理区運営事業に係る【 】（以下「譲渡物品」という。）の譲渡

品名・規格・数量 : 別紙のとおり

引 渡 場 所 : ●

請 負 代 金 : ●円¹
(うち消費税及び地方消費税相当額 ●円)

契 約 保 証 金 : 免除

宇部市公共下水道西部処理区運営事業の実施にあたって、上記の物品を譲渡するため、令和●年●月●日付宇部市公共下水道西部処理区運営事業公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）添付の約款 A 第2条第1項に基づき、宇部市（以下「譲渡人」という。）と運営権者である●●（以下「譲受人」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により公正な物品譲渡契約（頭書を含み、以下「本契約」という。）を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

なお、実施契約及び約款 A において定義されている用語は、本契約に別途定めない限り、文脈上別意に解すべきものを除き、本契約においても同じ意味を有するものとする。

（総則）

第1条 譲渡人及び譲受人は、本契約に基づき、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

2 実施契約と本契約の間に齟齬がある場合、本契約が実施契約に優先して適用される。

（契約の成立）

第2条 本契約は、譲渡人及び譲受人双方の権限ある代表者による本契約への記名押印又は署名が完了したときをもって成立する。

（権利義務の譲渡等）

第3条 譲受人は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、譲渡人の承諾を得た場合は、この限りでない。

（代金の支払い）

第4条 譲渡人は、譲渡代金の支払期限の20日前までに、譲受人に譲渡代金に係る請求書を送付するものとし、譲受人は、実施契約に定める義務事業開始日の前日までに、譲渡代金を市が別

¹ 譲渡代金額は、公共施設等運営権設定後に運営権者から市に提出される見積りに従って決定される予定。

途指定する銀行口座に振り込む方法により、譲渡人に一括して支払わなければならない。

- 2 譲受人は、前項に規定する期限までに譲渡代金を支払わないときは、その翌日から起算して支払日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した金額を延滞金として支払わなければならない。
- 3 天災、地変その他不可抗力事象であつて、譲渡人又は譲受人のいずれの責めにも帰す事が出来ない事由により支払いが遅延した場合には、その事由の継続する期間は延滞金を支払う日数に算入しないものとする。

（所有権の移転）

第 5 条 譲渡物品の所有権は、譲受人が前条第 1 項に定める譲渡代金（前条第 2 項に定める延滞金を支払う義務がある場合は、これに加えて延滞金）を支払ったことを譲渡人が確認したことを条件として、実施契約に定める義務事業開始日をもって、譲渡人から譲受人に移転する。

（譲渡物品の引渡及び引取等）

- 第 6 条 譲渡人は、前条の譲渡人による支払確認がなされたことを条件として、義務事業開始日に当該譲渡物品を譲渡人から譲受人に引き渡すものとし、譲受人はこれを速やかに引き取る義務を負うものとする。
- 2 譲渡人は、譲渡物品の引渡にあたり、適正な履行を確認するため譲渡人の職員を立ち会わせるものとする。
 - 3 譲受人は前項の引渡を受けたときは、受領書を譲渡人に提出するものとする。

（危険負担）

第 7 条 譲受人は、本契約締結時から譲渡物品の引渡時までにおいて、当該物品が譲渡人の責めに帰すべき事由により滅失、毀損した場合を除き、譲渡人に対し譲渡代金の減免を請求することができない。

（契約不適合に関する責任）

第 8 条 譲渡物品の引渡は現状有姿で行うものとし、譲受人は、本契約締結後、譲渡物品に数量の不足、その他隠れた瑕疵等のあることを発見しても、譲渡代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（契約の解除）

- 第 9 条 譲渡人及び譲受人は、相手方が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。
- 2 譲渡人は、実施契約が解除その他の理由で義務事業開始日前に終了した場合、本契約を解除することができる。義務事業開始日以降は、いかなる理由によっても本契約を解除することはできないものとし、その場合の譲渡物品の取扱いは実施契約の定めに従うものとする。
 - 3 譲渡人は、譲受人の役員若しくはその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者（以下「役員等」という。）が暴力団員等及びその他の関係者であると認められるとき、又は譲受人若しくは譲受人の親会社等が以下のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができ

る。

- (1) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下本項において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（返還金等）

第10条 譲渡人は、譲渡人又は譲受人が前条に定める契約解除権を行使したときには、譲受人が支払った譲渡代金を返還しなければならない。ただし、当該返還金には延滞金は付さない。

2 譲渡人は、解除権を行使したときは、譲受人の負担した本契約の費用を返還しない。

3 譲渡人は、解除権を行使したときは、譲受人が譲渡物品に支出した必要費、有益費その他一切の費用を償還しない。

（損害賠償）

第11条 譲渡人及び譲受人は、第9条に定める契約解除権を行使したとき及び相手方が本契約に定める義務を履行しないことにより損害を受けたときは、損害賠償を請求することができる。

（返還金の相殺）

第12条 譲渡人は、第10条第1項の規定により譲渡代金を返還する場合において、譲受人が前条に定める損害賠償金を譲渡人に支払うべき義務があるときは、返還する代金の全部又は一部と相殺することができる。

（契約の費用）

第13条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、すべて譲受人の負担とする。

（準拠法及び裁判管轄）

第14条 本契約の成立及び効力についての準拠法は日本法とし、本契約に関連して発生した全ての紛争については、山口地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（補則）

第15条 本契約に定めのない事項については、実施契約の定めに従うほか、必要に応じて譲渡人と譲受人とが協議して定める。

本契約の証として本書2通を作成し、譲渡人及び譲受人が記名押印のうえ、各自その1通を保

有する。

令和●年●月●日

所 在 地

譲渡人

名 称

代 表 者

住 所 又 は

所 在 地

譲受人

商 号 又 は

名 称

代 表 者

別紙

譲渡物品の品名、規格、数量²

² 市の譲渡対象物品は、<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/gasgesui/1015032/1017638.html>において DVD にて貸出ている資料のことを指す。

別紙3 市が維持する協定等³

³市が維持する協定等は、<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/gasgesui/1015032/1017638.html>において DVD にて貸出ている資料のことを指す。

別紙4 保険

第16条第1項に基づき、運営権者の責任と費用により付する保険の種類及び金額のうち、特に含めることが義務付けられる保険の種類及び金額は以下のとおりとする。

第三者賠償責任保険（填補限度額：対人1億円/1名・3億円/1事故以上、対物3千万円/1事故以上）

別紙5 改築実施基本協定

宇部市（以下「市」という。）と●（以下「運営権者」という。）とは、運営権設定対象施設（市と運営権者の間の令和●年●月●日付宇部市公共下水道西西部処理区運営事業公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）において定義された意味を有する。）添付の約款 A の改築に係る業務に関し、次のとおり協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。本基本協定において用いられる用語は、本基本協定において別途定義される場合を除き、実施契約において定義された意味を有する。

（改築に係る業務の内容及びその範囲）

第1条 令和●年度から令和●年度までの期間について、別記の対象及び範囲の改築に係る業務を、実施契約添付の約款 A に基づく改築に係る業務の対象とする。

（改築に係る業務に要する費用）

第2条 第1条に定める期間の改築に係る業務に要する費用の予定額は、金●円とし、各事業年度における改築に係る業務に要する費用の予定額（ただし、前事業年度以前の事業年度において国補助金の交付決定を受けた単年度対象改築業務に要する費用を除く。）は、以下のとおりとする。

令和●年度：金●円

令和●年度：金●円

令和●年度：金●円

令和●年度：金●円

（改築に係る業務の実施）

第3条 運営権者は、実施契約添付の約款 A、本基本協定及び年度実施協定で定めるところにより、改築に係る業務を行う。

（費用の支出）

第4条 各事業年度の改築に係る業務に要する費用の負担については、実施契約及び年度実施協定の定めるところによる。

2 市は、前項の費用のうち市が負担すべき額を、実施契約及び年度実施協定の定めるところにより、運営権者に支払う。

（報告等）

第5条 運営権者は、各事業年度の改築に係る業務に関し建設業者その他の第三者と工事請負契約その他の契約を締結したときは、すみやかに市にその概要を通知するものとする。

2 市は、改築に係る業務の実施に関し必要があると認めるときは、実施契約の規定に基づき運営権者に報告を求めることができる。

（年度実施協定）

第6条 市と運営権者とは、実施契約に従って、各事業年度に行う改築に係る業務の内容及びその

範囲、完成期限及び費用その他必要な事項について年度実施協定を毎事業年度締結するものとする。

（本基本協定の効力）

第7条 本基本協定は、本基本協定に基づくすべての年度実施協定がその効力を失う日まで効力を有する。

（その他）

第8条 本基本協定に定めのない事項については、実施契約に従う。

本基本協定を証するため、本書2通を作成し、市及び運営権者は記名押印し、それぞれ1通を保有する。

令和●年●月●日

	所 在 地
市	名 称
	代 表 者
	住 所 又 は 所 在 地
運営権者	商 号 又 は 名 称
	代 表 者

改築に係る業務の対象及びその範囲

別紙6 年度実施協定

宇部市（以下「市」という。）と●（以下「運営権者」という。）とは、市と運営権者の間の令和●年●月●日付改築実施基本協定（以下「本基本協定」という。）に基づき、令和●年度における運営権設定対象施設（市と運営権者の間の令和●年●月●日付宇部市公共下水道西部処理区運営事業公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）において定義された意味を有する。）添付の約款 A の改築に係る業務に関し、次のとおり協定（以下「本年度実施協定」という。）を締結する。

（工事名、工事区分、完成期限、年度支出区分及び出来高、並びに工事金額）

第1条 実施契約添付の約款 A 及び本基本協定に基づき令和●年度において運営権者が実施する改築に係る業務（以下「本改築業務」という。）の工事名、工事区分、完成期限、年度支出区分及び出来高、並びに工事金額は、以下のとおりとする。

工事名	工事区分 ⁴	完成期限	年度支出区分及び出来形 ⁵					工事金額 ⁶
			令和●年度	令和●年度	令和●年度	令和●年度	令和●年度	
【 】工事			●円 ●%	●円 ●%	●円 ●%	●円 ●%	●円 ●%	●円
【 】工事			●円 ●%	●円 ●%	●円 ●%	●円 ●%	●円 ●%	●円
当該年度支出合計 ⁷			—	●年	—	—	—	—

（費用の支払）

第2条 市は、実施契約添付の約款 A に定めるところにより、本改築業務の実施に要する費用のうち市が支払うべき額を運営権者に支払うものとする。

（本年度実施協定の効力）

第3条 本年度実施協定は、前条に基づく市による費用の支払が完了する日まで効力を有する。

（その他）

第4条 本年度実施協定に定めのない事項については、実施契約及び本基本協定に従う。

⁴ 当該事業年度から新たに開始される工事の場合は「新規」と、前事業年度以前に開始された工事の場合は「継続」と記載する。

⁵ 各事業年度につき、表に記載された工事が当該事業年度に実施されない場合は、「—」と記載する。

⁶ 各工事に係る工事金額の総額を記載する。

⁷ 年度実施協定の対象となる事業年度に係る各工事の工事金額の合計額を記載する

本年度実施協定を証するため、本書 2 通を作成し、市及び運営権者は記名押印し、それぞれ 1 通を保有する。

令和●年●月●日

所 在 地

市

名 称

代 表 者

住 所 又 は

所 在 地

運営権者

商 号 又 は

名 称

代 表 者

別紙7 利用料金収受代行業務委託契約

業務委託契約書

- 1 業務の名称 宇部市公共下水道事業における西部処理区に係る下水道利用料金収受代行業務
- 2 業務の場所 ●
- 3 契約金額 ●
- 4 履行期間 令和●年●月●日から令和●年●月●日

宇部市公共下水道西部処理区運営事業の実施にあたって、上記の業務を委託するため、令和●年●月●日付宇部市公共下水道西部処理区運営事業実施契約書約款 A（以下「実施契約約款 A」という。）第 4 4 条第 1 項に基づき、運営権者である●（以下「委託者」という。）と宇部市（以下「受託者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、以下の条項により公正な業務委託契約（頭書を含み、以下「本契約」という。）を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

なお、実施契約において定義されている用語は、本契約に別途定めない限り、文脈上別意に解すべきものを除き、本契約においても同じ意味を有するものとする。

令和●年●月●日

住 所 又 は
所 在 地

委託者 商 号 又 は
名 称

代 表 者

所 在 地

受託者 名 称

代 表 者

条項

（業務委託）

第1条 委託者は、受託者に対し、次の各号に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を委託し、受託者はこれを受託する。

- (1) 下水道に排除した汚水量の認定事務
- (2) 使用料等の調定及び納入に通知に関する事務
- (3) 宇部市下水道条例（平成十六年十月八日条例第九十六号）第32条に基づく使用料等の減免の決定に関する事務
- (4) 使用料等の収納事務
- (5) 使用料等の催促事務
- (6) 使用料等の催告及び納付指導に関する事務
- (7) 使用料等の還付及び充当に関する事務

（委託料）

第2条 委託者は、受託者に対し、委託業務の対価として、別紙「委託料算定表」に基づき算出される金額（以下「委託料」という。）を別紙「委託料算定表」に従って支払う。

- 2 前項の委託料の支払いは、毎月とする。受託者は、適正な支払請求書を翌月の15日までに委託者に提出し、委託者は請求のあった月の末日までに受託者に支払うものとする。

（再委託）

第3条 受託者は、委託業務の処理を第三者（以下「再委託先等」という。）に委託し、又は請け負わせることができる。この場合、受託者は、当該再委託先等への委託又は請負に関する契約の締結後速やかに、当該契約を締結した旨及び契約の相手方を委託者に通知する。

（管理義務）

第4条 受託者は、委託業務の着手から完了に至るまで、委託業務全体の管理及び使用人等の行為について、すべての責任を負わなければならない。

- 2 受託者は、委託業務を再委託した場合、再委託先等を指導及び管理する。

（関係法令の遵守）

第5条 委託業務の実施に当たっては、宇部市個人情報保護法施行条例（令和四年十二月二十六日条例第二十六号）、宇部市下水道条例その他関連する法令を遵守し、使用者及びその関係者の情報及びデータの保護に最善の努力を払わなければならない。

（届出書等の処理）

第6条 受託者は、委託業務において、使用者等から受理した届出書及び申請書等（以下「届出書等」という。）を保管するものとする。受託者は、委託者が求めた場合には、速やかに届出書等を委託者に開示しなければならない。

（業務に関する調査等）

第7条 委託者は、必要に応じ、合理的な範囲で、委託業務の処理状況について調査し、又は受託者に対して報告を求めることができる。

（収受した利用料金の支払）

第8条 受託者は、委託者に対し、各月において使用者等から収受した使用料等のうち利用料金相当額を、使用者等が受託者に対し支払った利用料金が受託者の指定する銀行口座に着金した日の属する月の翌月の末日までに、委託者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、利用料金が実施契約に基づき契約解除違約金に充当された場合には、当該充当された額を減じた額が支払われるものとする。

（業務内容の変更）

第9条 受託者及び委託者は、必要があると認めるときは、委託者と受託者の間で協議の上、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させる若しくは中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があると認めるときは、かかる協議においてこれを定めるものとする。

（費用の負担）

第10条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、委託者の負担とする。

（業務調整会議）

第11条 委託者と受託者は、必要と認めるときは、相手方に対し、業務調整会議の開催を求めることができる。

（契約の終了）

第12条 実施契約が終了した場合、本契約は当然に終了する。

2 前項の規定により本契約が終了した場合、受託者は、委託者に対し、本契約の終了時点において受託者の指定する銀行口座に着金済であり、かつ委託者に対し未払の利用料金相当額を、第10条に従って支払う。

3 本契約の終了時点までに受託者の指定する銀行口座に着金していない利用料金の取扱いについては、委託者及び受託者の協議により定める。

（権利義務の譲渡等）

第13条 受託者及び委託者は、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供してはならない。

（管轄裁判所）

第14条 本契約に関連して発生したすべての紛争は、山口地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第15条 本契約に定める事項について疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、委託者及び受託者の協議により定める。

(規則等の遵守)

第16条 本契約の履行にあたっては、本契約のほか、実施契約その他の関連する契約及び法令等を遵守しなければならない。

委託料算定表

1 委託料の算定方法

$$\begin{aligned} \text{委託料} &= \text{当該月における宇部市下水道事業徴収業務委託料}^8 \\ &\quad \times (\text{当該月における西部処理区調定件数} \div \text{当該月における下水道事業総調定件数}) \\ &\quad \times \text{当該月における利用料金設定割合}^9 \end{aligned}$$

⁸ 宇部市長の権限に属する事務の一部を水道事業管理者に委任する規則（平成8年規則第6号）第2条第1項第12号の事務の取り扱いについて、宇部市と宇部市水道局との間で協定する経費で、下水道事業全体の負担金額とします。

⁹ 令和●年●月●日付宇部市公共下水道施設等運営事業公共施設等運営権実施契約書に定める利用料金設定割合（同契約に従って変更された場合には、変更後の利用料金設定割合とし、この場合、日割計算により委託料を計算します。）とします

別紙8 公有財産賃貸借契約

貸付人宇部市と借受人●●とは、令和 ● 年 ● 月 ● 日付宇部市公共下水道西部処理区運営事業公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）第 22 条第 2 項に基づき、次の条項により公有財産賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、実施契約において定義されている用語は、本契約において別段の規定がない限り、文脈上別意に解すべきものを除き、本契約においても同じ意味を有するものとする。

（総則）

第 1 条 貸付人及び借受人は、本契約に基づき、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第 2 条 貸付人は、別記に記載する土地（以下「貸付物件」という。）を借受人に有償で貸付け、借受人はこれを借受ける。

2 実施契約と本契約の間に齟齬がある場合、本契約が実施契約に優先して適用される。

（契約の成立）

第 3 条 本契約は、貸付人及び借受人双方の権限ある代表者による本契約への記名押印又は署名が完了したときをもって成立する。

（権利義務の譲渡等）

第 4 条 借受人は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、貸付人の承諾を得た場合は、この限りでない。

（使用目的）

第 5 条 借受人は、貸付物件を【 】用地としてのみ使用し、貸付物件上に借地借家法第 2 条第 1 号に規定する借地権の対象となる建物は設置しないものとする。

（貸付期間）

第 6 条 貸付期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。

（貸付料）

第 7 条 各事業年度の貸付料は、以下に示す算定方法により得た額とする。なお、課税対象となるものについては、次に示す算定方法により得た額に消費税法（昭和六十三年法律第百八号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により算出した消費税額及び地方消費税額を加え、一円未満の端数を切り捨てた額とする。

(1) 土地を貸し付ける場合

前年度固定資産税仮評価額（円/㎡）×貸付面積（㎡）×4/100

(2) 建物を貸し付ける場合

前年度固定資産税仮評価額（円/㎡）×貸付面積（㎡）×10/100+土地貸付料相当額（年額）

- 2 貸付料は、貸付人の発行する納入通知書により、当月分を当月末までに納入するものとする。
- 3 貸付期間の満了日前に本契約が終了したときにおける、本契約の終了日が属する事業年度にかかる貸付料は、当該事業年度中に貸付していた月数により月割り計算し、貸付期間の初日から契約解除日までの期間が1ヶ月に満たないときは、日割り計算する。なお、月割り又は日割り計算した貸付料に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。貸付人は、貸付期間の満了日前に本契約が終了した場合、第8条に基づき受領済の当該事業年度の貸付料から、本項に従って計算された当該事業年度の貸付料を減じた額を、借受人に対して支払う。
- 4 貸付人は、貸付物件の価格が上昇したとき、貸付人が貸付物件につき特別の費用を負担することになったとき、その他正当な理由があると認めたときは、貸付料の増額を請求することができる。

(貸付料の支払い)

第8条 借受人は、前条の規定による各事業年度分の貸付料を、貸付人が発行する納入通知書により、貸付人が指定する期日までに、納入しなければならない。

(遅延損害金)

第9条 借受人は、貸付料等本契約に基づく金銭を各支払期日までに支払わないときは、宇部市の定める所定の遅延損害金を貸付人に支払わなければならない。

(瑕疵担保)

第10条 借受人は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足、その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

(転貸等の禁止)

第11条 借受人は、貸付人の承諾を受けないで、貸付物件を第三者に転貸し、又は賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を設定してはならない。

(使用目的等の変更)

第12条 借受人は、次のいずれかに該当する場合には、事前に詳細な理由を付した書面をもって貸付人の承認を得なければならない。

- (1) 貸付物件の使用目的を変更するとき
- (2) 貸付物件の形状又は形質を変更するとき
- (3) 貸付物件上に、建物又は工作物を建築するとき

(物件保全義務等)

第13条 借受人は、貸付物件について善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。

- 2 借受人は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その損害の責を負うものとし、貸付人が借受人に代わって賠償の責を果たした場合には、借受人に求償することができる。
- 3 借受人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合は、ただちに貸付人にその状況を通知しなければならない。
- 4 貸付人は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該物件について維持、保存、改良

その他の行為をするため支出する経費は、すべて借受人の負担とする。

(実地調査等)

第14条 貸付人は、債権の保全その他必要があると認めたときは、借受人に対し、その業務又は資産の状況に関し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき資料若しくは報告の提出を求めることができる。この場合において、借受人は、その調査を拒み、妨げ又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第15条 借受人は、第11条から前条までに定める義務に違反したときは、違約金として違反した事業年度の貸付料に相当する金額を貸付人に支払わなければならない。ただし、その違反するに至った事由が借受人の責に帰することができないものであると貸付人が認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する違約金は、第19条第1項に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第16条 貸付人は、借受人が本契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

2 貸付人は、貸付人が公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。

3 貸付人は、借受人の役員若しくはその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者（以下「役員等」という。）が暴力団員等及びその他の関係者であると認められるとき、又は借受人若しくは借受人の親会社等が以下のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下本項において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 転貸契約その他の契約に当たり、その相手方が第(1)号乃至前号までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 借受人が、第(1)号乃至第(5)号までのいずれかに該当する者を転貸契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、貸付人が借受人に対して当該契

約の解除を求め、借受人がこれに従わなかったとき。

- 4 借受人は、貸付人が本契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
 - 5 借受人は、第6条に規定する貸付期間にかかわらず使用目的を終了するときは、使用目的を終了する日の6ヶ月前までに書面により貸付人に予告した上で、本契約を解除することができる。
- (4) 本契約の他の規定にかかわらず、実施契約が終了した場合には、本契約は当然に終了する。

(暴力団の排除のための協力)

- 第17条 借受人は、本契約の履行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、貸付人に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。
- 2 借受人は、本契約に関する転貸契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約の履行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、借受人を通じて貸付人に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

(原状回復)

- 第18条 借受人は、第6条に定める貸付期間が満了し、又は第16条の規定により本契約が解除され若しくは終了して貸付物件を貸付人へ返還する場合には、貸付期間の満了日又は契約解除日若しくは契約終了日までに、借受人の負担と責任にて貸付物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、貸付人と借受人の協議により、原状回復の程度を定めることができる。
- 2 借受人は、前項ただし書により原状回復の程度を定めて貸付物件を返還した場合において借受人が貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕料等の必要費及びその他の費用があっても、これを貸付人に請求しないものとする。

(損害賠償)

- 第19条 借受人は、本契約に定める義務の不履行により貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 貸付人は、本契約に定める義務の不履行により借受人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 貸付人は、第16条第2項に規定する解除権の行使により借受人に損失が生じたときは、その損失を補償しなければならない。

(契約の費用)

- 第20条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

(準拠法及び管轄裁判所)

- 第21条 本契約の成立及び効力についての準拠法は日本法とし、本契約に関連して発生した全

ての紛争については、山口地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第22条 本契約に定めのない事項については、実施契約の定めに従うほか、必要に応じて貸付人と借受人が協議して定める。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、貸付人及び借受人の両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

所在地

貸付人 名称

代表者

住所又は
所在地

借受人 商号又は
名称

代表者

別記（第2条関係（貸付物件））

所在	地番	公簿地目	地積（㎡）		備考
			公簿	貸付け	

別紙9 利用料金割合の定期改訂（需要及び物価変動）

本約款第42条2項1号に定める「別紙9に定める算定方法」は、以下のとおりとする。

なお、利用料金割合上限までは変更を許容し、それを超える場合については相互で協議・調整を図り、運営権者への過度な負担が発生しないように市は対応する。

本約款第42条2項1号に定める利用料金設定割合の定期改訂においては、需要変動及び物価変動について以下の規定により改定を行う。

(1) 需要変動

需要変動は、運営権者が提案書提出時に提示した改定前5ヵ年の利用料金収提案額と実績利用料金受領額から需要変動比率を算出し、改定前と比較し、変動（増減）が生じた場合、(3)に示す算定式に準じ利用料金割合の算定を行う。

(2) 物価変動

物価変動は、運営権者が提案書提出時に提示した改定前5ヵ年の以下に示す物価変動費の物価変動比率が、改定時と比較し変動（増減）が生じた場合、(3)に示す算定式に準じ利用料金割合の算定を行う。

物価変動費 構成項目	対象	参照される物価指数
人件費	○	山口県が公表する「公共工事設計労務・資材単価表」で示される電工単価（以下本別紙9(3)において「物価指標①」という。）
薬品費	○	日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される無機化学工業製品（以下本別紙9(3)及び別紙10(2)において「物価指標②」という。）
動力費	○	日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される電力・都市ガス・水道（以下本別紙9(3)及び別紙10(2)において「物価指標③」という。）
修繕費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均（以下本別紙9(3)において「物価指標④」という。）
保守点検費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均（以下本別紙9(3)において「物価指標④」という。）
廃棄物処理費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される廃棄物処理（以下本別紙9(3)及び別紙10(2)において「物価指標⑤」という。）
その他営業経費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均（以下本別紙9(3)において「物価指標④」という。）

(3) 算定式

前号で示す需要変動比率及び物価変動比率を用い、以下の算出式により利用料金割合の改定を行う。

【算出式】

$$\text{改訂利用料金割合} = (\text{次期 5 ヶ年の提案利用料金額} + \text{需要変動増減額} + \text{物価変動増減額}) \\ \div \text{次期 5 ヶ年の想定使用料収入}$$

$$\text{需要変動増減額} = \text{過去 5 ヶ年の提案利用料金額} \times (1 - \text{需要変動比率})$$

$$\text{需要変動比率} = \text{過去 5 ヶ年の利用料金額} \div \text{過去 5 ヶ年の提案利用料金額}$$

$$\text{物価変動増減額} = \text{過去 5 ヶ年の提案物価変動費} \times (\text{物価変動比率} - 1)$$

$$\text{物価変動比率} =$$

$$\begin{aligned} & \text{人件費の物価変動費の合計額に占める割合} \times (\text{直後に到来する定期改訂実施年度の 2 年度} \\ & \text{前の事業年度 1 年間における物価指標①の平均値} \div \text{前回改定時に指標とした年度 (初回は} \\ & \text{令和 6 年度) の事業年度 1 年間における物価指標①の平均値}) \\ & + \text{薬品費の物価変動費の合計額に占める割合} \times (\text{直後に到来する定期改訂実施年度の 2 年度} \\ & \text{前の事業年度 1 年間における物価指標②の平均値} \div \text{前回改定時に指標とした年度 (初回は} \\ & \text{令和 6 年度) の事業年度 1 年間における物価指標②の平均値}) \\ & + \text{動力費の物価変動費の合計額に占める割合} \times (\text{直後に到来する定期改訂実施年度の 2 年度} \\ & \text{前の事業年度 1 年間における物価指標③の平均値} \div \text{前回改定時に指標とした年度 (初回は} \\ & \text{令和 6 年度) の事業年度 1 年間における物価指標③の平均値}) \\ & + \text{修繕費の物価変動費の合計額に占める割合} \times (\text{直後に到来する定期改訂実施年度の 2 年度} \\ & \text{前の事業年度 1 年間における物価指標④の平均値} \div \text{前回改定時に指標とした年度 (初回は} \\ & \text{令和 6 年度) の事業年度 1 年間における物価指標④の平均値}) \\ & + \text{保守点検費の物価変動費の合計額に占める割合} \times (\text{直後に到来する定期改訂実施年度の 2} \\ & \text{年度前の事業年度 1 年間における物価指標④の平均値} \div \text{前回改定時に指標とした年度 (初} \\ & \text{回は令和 6 年度) の事業年度 1 年間における物価指標④の平均値}) \\ & + \text{廃棄物処理費の物価変動費の合計額に占める割合} \times (\text{直後に到来する定期改訂実施年度の} \\ & \text{2 年度前の事業年度 1 年間における物価指標⑤の平均値} \div \text{前回改定時に指標とした年度 (初} \\ & \text{回は令和 6 年度) の事業年度 1 年間における物価指標⑤の平均値}) \\ & + \text{その他営業経費の物価変動費の合計額に占める割合} \times (\text{直後に到来する定期改訂実施年度の} \\ & \text{2 年度前の事業年度 1 年間における物価指標④の平均値} \div \text{前回改定時に指標とした年度} \\ & \text{(初回は令和 6 年度) の事業年度 1 年間における物価指標④の平均値}) \end{aligned}$$

別紙10 運営権者収受額の臨時補正

本約款第43条2項1号に定める「別紙9に定める算定方法」は、以下のとおりとする。

本約款第43条2項1号に定める運営権者収受額の補正においては、物価変動について以下の規定により改定を行う。

(1) 物価変動

物価変動は、以下に示す物価変動費の物価変動比率が改定前と比較し4%以上の変動（増減）が生じた場合、(2)に示す算定式に準じ利用料金割合の算定を行う。

物価変動費 構成項目	対象	参照される物価指数
薬品費	○	日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される無機化学工業製品（以下別紙9(3)及び本別紙10(2)において「物価指標②」という。）
動力費	○	日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される電力・都市ガス・水道（以下別紙9(3)及び本別紙10(2)において「物価指標③」という。）
廃棄物処理費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される廃棄物処理（以下別紙9(3)及び本別紙10(2)において「物価指標⑤」という。）

(2) 算定式

運営権者収受額（補正）＝前年度の提案利用料金額×（物価変動比率－1）

物価変動比率＝

＋薬品費の物価変動費の合計額に占める割合×補正前1年間における物価指標②の平均値÷
 前回改定時に指標とした年（初回は令和6年度）の1年間における物価指標②の平均値
 ＋動力費の物価変動費の合計額に占める割合×補正前1年間における物価指標③の平均値÷
 前回改定時に指標とした年（初回は令和6年度）の1年間における物価指標③の平均値
 ＋廃棄物処理費の物価変動費の合計額に占める割合×補正前1年間における物価指標⑤の平均値÷
 前回改定時に指標とした年（初回は令和6年度）の1年間における物価指標⑤の平均値